

共同利用漁船等復旧支援対策事業

漁業者の皆さんが共同で
利用する漁船・定置網の
導入を支援します。

漁業協同組合等による共同利用漁船等の導入



漁業の再開



※ 個人での漁船の再取得が困難な場合でも
共同利用漁船を使って漁業の再開が可能

事業の内容

東北地方太平洋沖地震・津波により被害を受けた漁業者が共同で利用する漁船や定置網の建造・取得について支援します。

漁協等が自営する場合も支援の対象とします。

(補助対象)

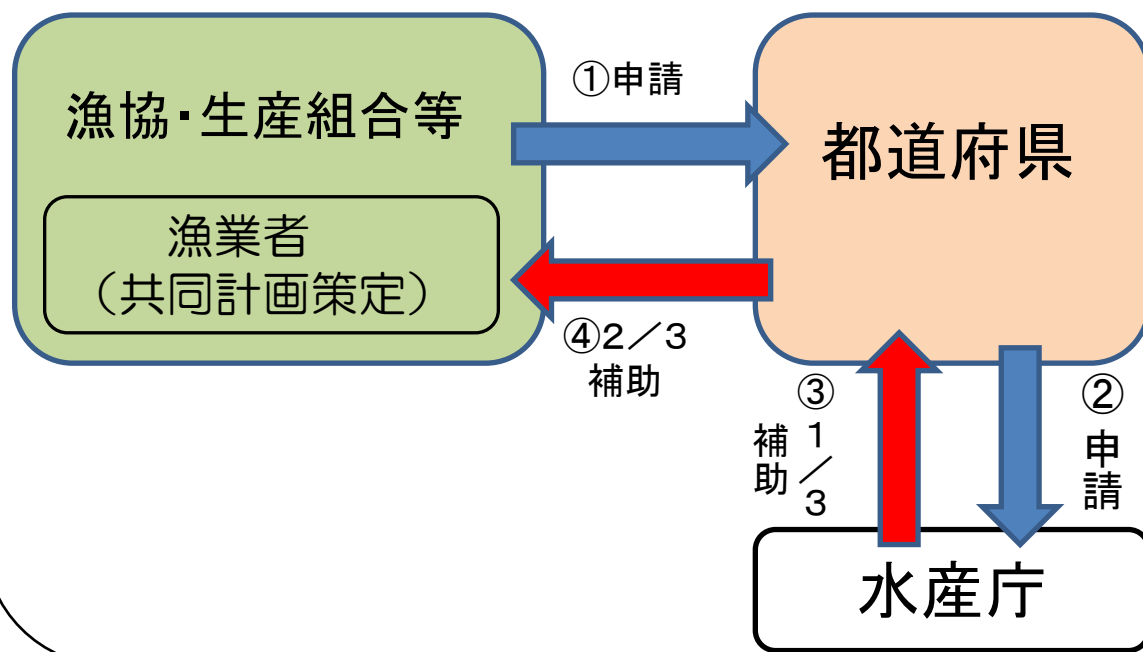
漁協等が行う漁船の建造、中古船の取得、定置網の取得・設置

(補助率)

2/3 (国1/3 都道府県1/3)

※ 補助残1/3の漁協等負担分については、無利子融資等の活用で負担が軽減されます。

事業の概要



※ 申請は、都道府県、漁協にお願いします。

【お問い合わせ先】

水産庁沿岸沖合課 03-6744-2393

激甚災害法 に基づく災害復旧事業
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)

養殖施設の復旧を支援 します

～ **個人**の養殖施設が対象です ～

※ 漁協等が所有する共同利用施設の復旧には、次の事業で支援を行います。
農林水産業共同利用施設災害復旧事業(経営局)

●東北地方太平洋沖地震による津波等の災害

被災した養殖施設



養殖施設の復旧



【お問い合わせ先】

●水産庁増殖推進部栽培養殖課

TEL 03-6744-2383

内容

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した水産動植物の養殖施設の原形への復旧について支援します。

(適応地域)

- ① 養殖施設の2割以上が被害を受けた市町村
又は
- ② 被害額の合計が2000万円を超える市町村

(適用条件)

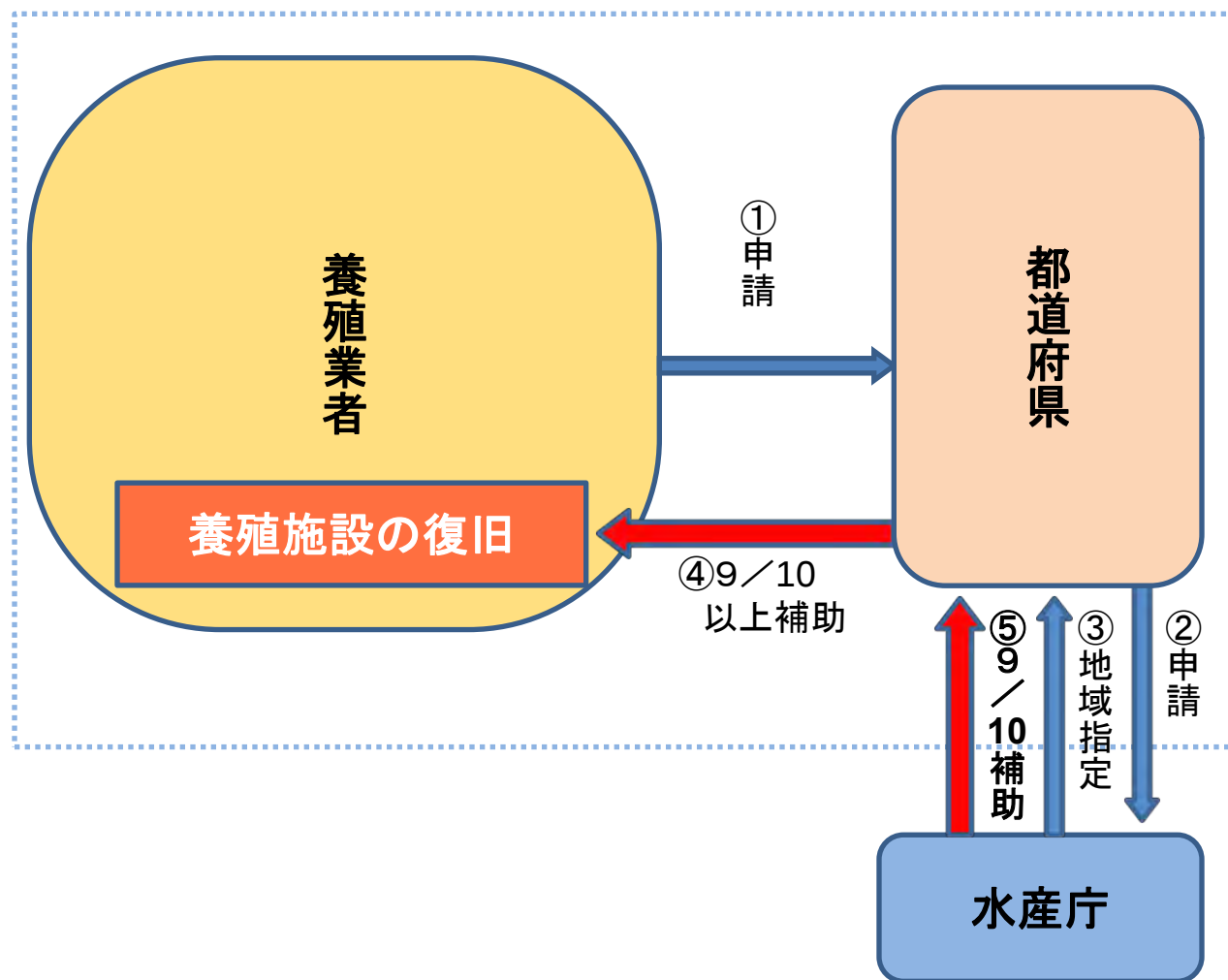
災害復旧事業費が13万円以上の養殖施設が対象です。

※ 金額の算定に関してはご相談ください。

(補助率)

9／10以内

事業の流れ



※ 都道府県、漁協に相談し、申請願います。

さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

平成24年春のさけ・ます稚魚放流を可能にするための仮設の施設の整備を支援します。

○仮設の捕獲施設や飼育池等の整備



捕獲施設



飼育池



平成24年春の種苗放流に向けた種苗生産が可能になる。

事業の内容

●平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備等を支援します。

(整備の内容)

○捕獲・蓄養・採卵関連施設

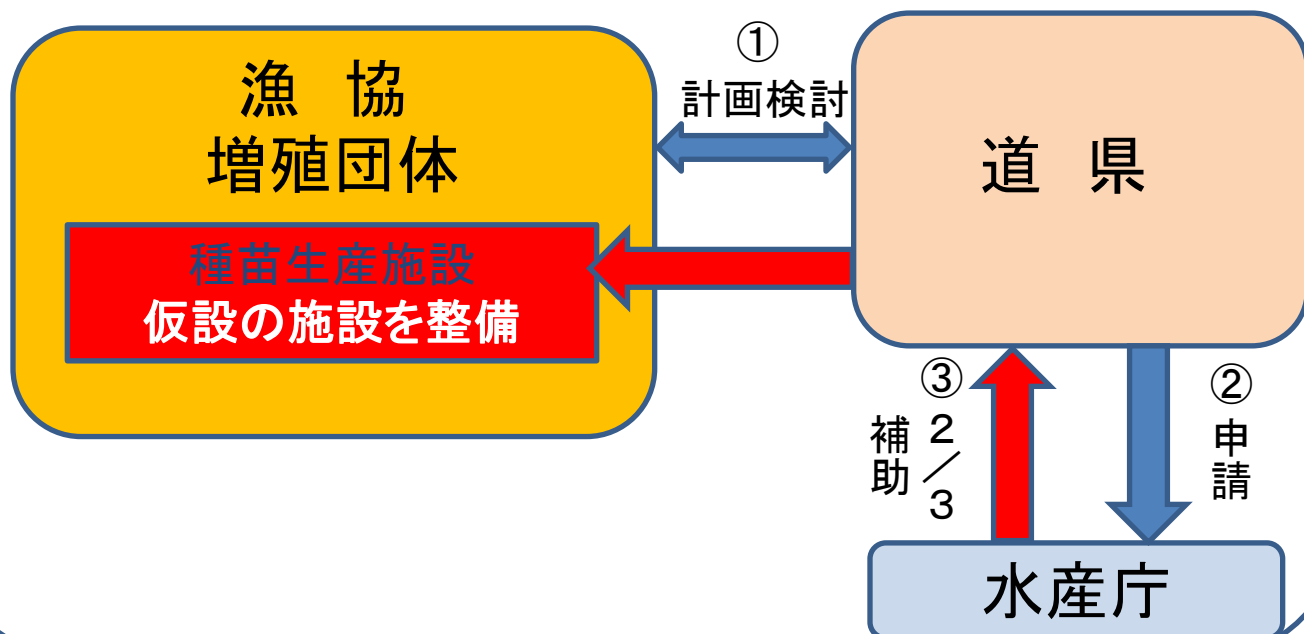
・仮設の魚止め装置、蓄養池、採卵室 等

○種苗生産関連施設

・仮設の浮上槽、飼育池、海中飼育いけす 等

(補助率) 2／3

事業の流れ



* お困りの際は、道県に相談願います。

【お問い合わせ先】

●水産庁栽培養殖課 03-3502-8489

市場、加工場、冷凍・冷蔵施設などで すぐ使う機器等の整備を支援します

水産業共同利用施設復旧支援事業

●こんな場合に本事業をご活用ください

水産業共同利用施設において

- 所有していた機器等が被災して破損・流出し、使えなくなつてしまった。
- 被災地の民間企業同士で共同利用する機器等が欲しい。など

～ 主な整備対象機器(例) ～



- フォークリフト
- 電子はかり
- 仮設冷凍・冷蔵庫
- 高圧洗浄機
- 仮設倉庫
- 製氷機
- 加工機器
- 鮮度保持容器



事業を実施できる団体等

- ◆漁業協同組合連合会
- ◆漁業協同組合
- ◆水産加工業協同組合連合会
- ◆水産加工業協同組合
- ◆事業協同組合連合会
- ◆事業協同組合（設立準備中を含む）
- ◆市町村、道県

補助率

認められた事業費（購入費）の

- ①岩手県、宮城県、福島県内は「2／3以内」
- ②北海道、青森県、茨城県、千葉県内は「1／2以内」

よくある質問

Q 1 事業期間はいつまでですか？

A 1 事業が認められた日から平成24年3月までです。

Q 2 新しい機器を入れる際、設置費や被災した古い機器の撤去費も支援の対象になりますか？

A 2 対象になります。

Q 3 支援を受けたいときは、どちらに問い合わせればよいですか？

A 3 下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、
道県水産担当部局または水産庁加工流通課(TEL03-6744-2349)まで

漁場におけるガレキ等の回収処理を支援します

〔漁場復旧対策支援事業（申請先：県）〕 事業メニュー

1) 漁場漂流物回収処理事業 ⇨ 漂流物の除去



2) 漁場堆積物除去事業 ⇨ 海底調査、堆積物の除去



＊ 1) 及び 2) は専門業者による大型のガレキ等の回収処理です。

3) 漁場生産力回復支援事業 ⇨ 漂流物の回収、磯、藻場、干潟等の清掃 (漁業者の方の取組支援)

5人以上の漁業者でグループを作って、漁場のガレキ等の回収処理等を行うと支援が受けられます。

漁船漁業、定置網業、養殖業などの漁業者やその従事者の方がグループを作ることができます。

(漁業者の家族等、漁業者以外の参加者も支援を受けることができます。)

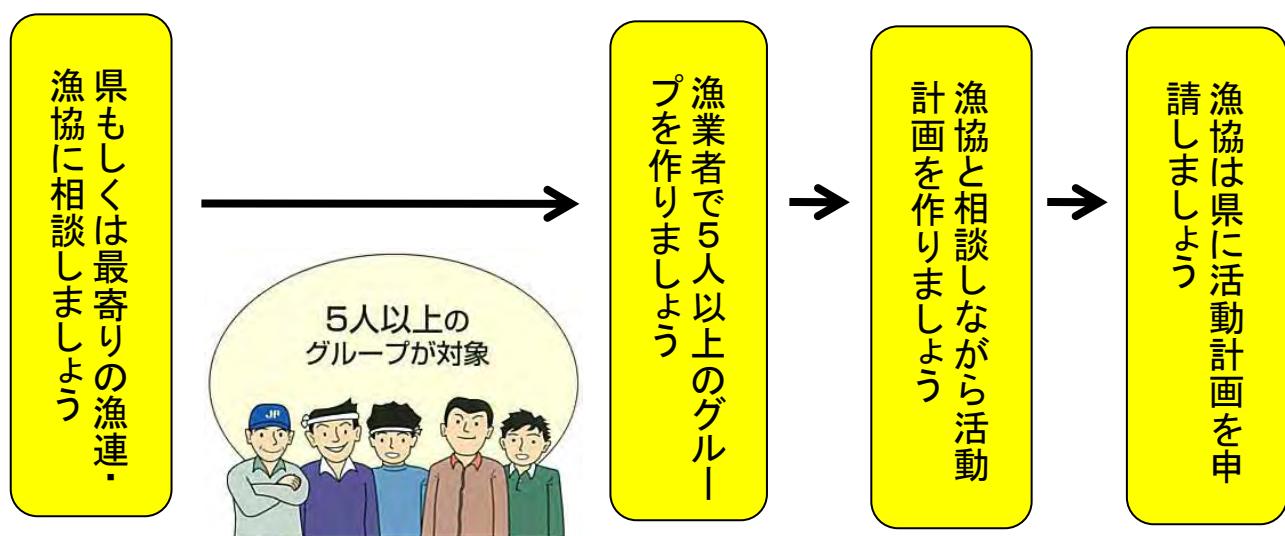
漂流物の回収（漁具・たも網等） 磯、藻場、干潟の清掃



次のような助成が受けられます

- 労 賃 1日1人あたり 12,100円
(半日 6,050円)
- 船舶借料 1日1隻あたり 21,000円～92,500円
(トン数に応じて変わります)
- その他の活動経費 実費(ゴミ袋、トラック等のレンタル費用等)

事業の進め方



連絡先

申請については、お住まいの都道府県にご相談ください。また、事業内容等については、都道府県及び水産庁漁場資源課までご連絡ください。

TEL 03-6744-2382 FAX 03-3502-1682

漁業関係資金無利子化事業のご案内

「漁船が流失してしまった」「漁具が破損してしまった」

しかし、返済が重いのでローンをためらっている

という皆様へ

東日本大震災対策により

ローンの利息が

0%

になります

償還期限も延長されます

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- 日本政策金融公庫資金 が 無利子 で借りられます。
 - 漁業近代化資金 も 無利子 で借りられます。
 - 償還期限 を 3年間延長 するので、返済の負担が軽くなります。
- ※ 据置期間も3年間延長されます。

みなさまの質問にお答えします

- Q1 誰が無利子で融資を受けられるのですか。
- 💡 東日本大震災により被害を受けた全国の漁業者、水産加工業者、漁協などです。
- Q2 融資を受けるのには何が必要なのですか。
- 💡 被災した事を証明する資料(罹災証明書等)が必要です。
(詳しくは、公庫又は信漁連などの金融機関へお問い合わせ下さい。)
- Q3 漁船、漁具ともに流失したのだが、どちらも対応してもらえるのですか。
- 💡 今回の無利子化事業は、漁船の建造だけでなく、漁具や養殖施設なども対象としていますので、漁業の再開にお役立てください。
- Q4 融資の申し込みはいつまで受け付けているのですか。
- 💡 当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください



- お近くの漁協・信漁連・農林中央金庫支店
- お近くの(株)日本政策金融公庫支店(沖縄県は、沖縄金融公庫)
- 水産庁 水産経営課 03-6744-2347

漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業のご案内

「早く漁業を再開したい」「再開準備のための融資を受けたい」
「でも担保も保証人もない」という皆様へ

東日本大震災対策により

無担保・無保証人

で日本政策金融公庫の
融資が受けられます。

償還期限も延長されます

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- すべての日本政策金融公庫資金が対象となります。
- 融資にあたり、融資対象物件以外、担保を必要としません。
- また、保証人も必要としません。
- 償還期限を3年間延長するので、返済の負担が軽くなります。
※ 据置期間も3年間延長されます。

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が融資を受けられるのですか。



東日本大震災により被害を受けた全国の漁業者、水産加工業者、漁協などです。

Q2 融資を受けるのには何が必要なのですか。



被災した事を証明する資料(罹災証明書等)が必要です。
(詳しくは公庫へお問い合わせ下さい。)

Q3 融資の申し込みはいつまで受け付けているのですか。



当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください



- お近くの(株)日本政策金融公庫(農林水産事業部)支店
(沖縄県は、沖縄金融公庫)
漁協・信漁連・農林中央金庫支店
- 水産庁の担当部局 水産経営課 03-6744-2347

漁業者等緊急保証対策事業のご案内

「早く漁業を再開したい」「再開準備のための融資を受けたい」
「でも担保も保証人もない」という皆様へ

東日本大震災対策により

漁業信用基金協会が
皆様の借入金を
全額保証します

保証料助成も行います

詳しくは裏面へ！！

それは、こんな事業です

- すべての事業資金の保証支援を行います
- 保証料は最初の1年間は無料です
- 漁業信用基金協会への会員出資をされている方は、新たな出資負担はありません。
- 所要額の100%が保証されます（一部除外資金があります）
- 保証限度額はありませ

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が保証を受けられるのですか



東日本大震災により被害を受けた全国の中小漁業者、水産加工業者、漁協などです。

Q2 保証を受けるのには何が必要なのですか



被災した事を証明する資料（罹災証明書等）が必要です。
（詳しくは信漁連や漁協、漁業信用基金協会へお問い合わせ下さい。）

Q3 保証の申込みはいつまで受け付けているのですか



当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください

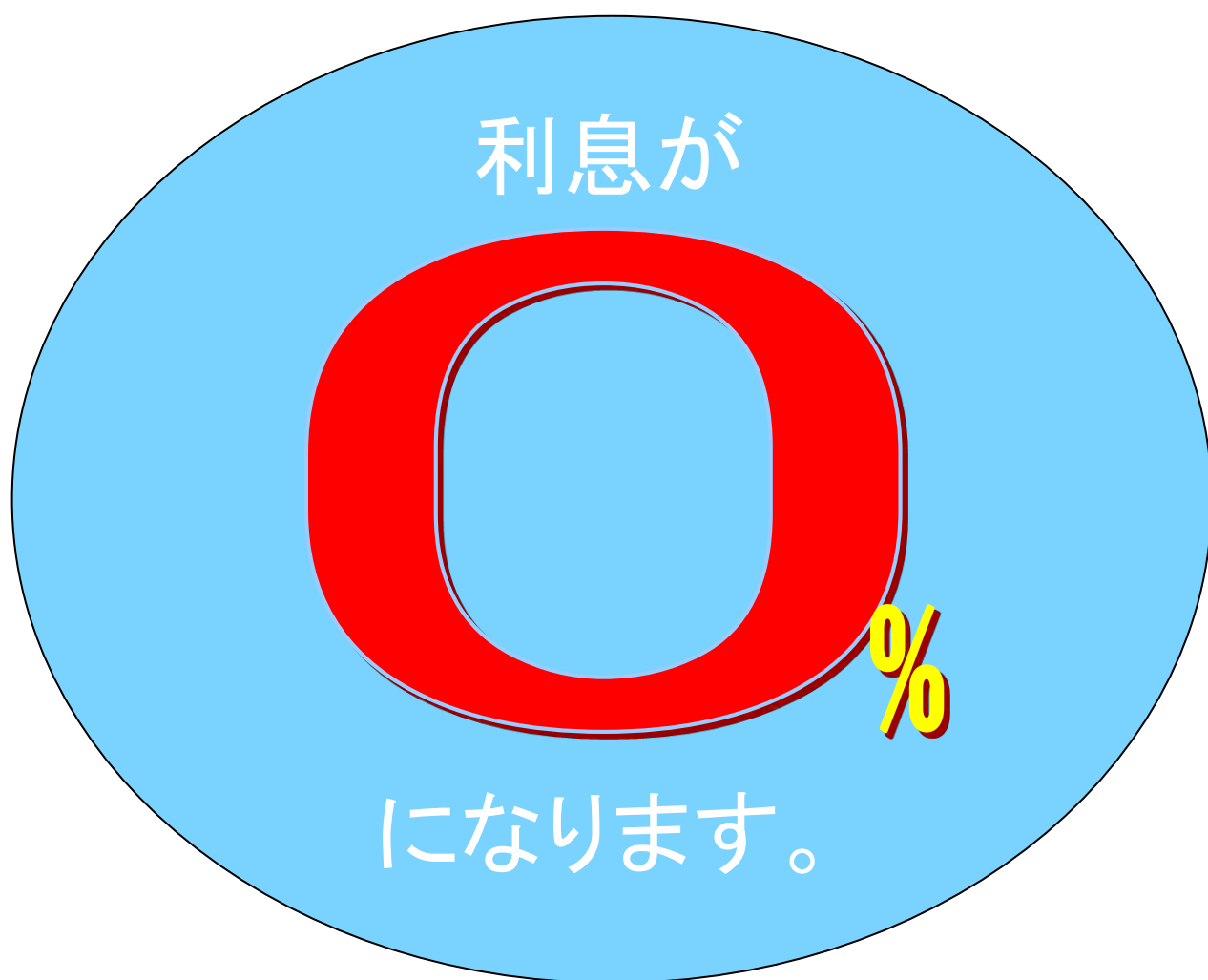


- お近くの信漁連等の民間金融機関
<http://www.jfmbk.jp/ib/japan-map.htm>
- お近くの漁業信用基金協会
<http://www.gyoshinki-chuo.or.jp/sub4.html>
- 水産庁の担当部局 水産経営課 03-6744-2346

漁協経営再建緊急支援事業のご案内

漁協再建のための

「設備資金」「運転資金」
「負債整理資金」が



それは、こんな事業です

- 被災された漁協、漁連の経営の再建、維持安定に必要な資金が無利子で借りられます。
- 漁業者等緊急保証対策事業の活用により、無担保・無保証人での借入れが可能です。

皆様の質問にお答えします

Q1 誰が融資を受けられるのですか。



東日本大震災により被災された漁協及び漁連です。

Q2 どうすれば、融資を受けられるのですか。



設備資金・運転資金の利用は償還計画、負債整理資金の利用は償還計画と経営再建計画（収益向上などの計画）の審査を通過した漁協、漁連が融資を受けられます。

Q3 融資の申し込みはいつまで受け付けているのですか。



当面、平成24年3月末までを予定しています。

まずはご相談ください



共同利用施設の復旧を支援します

◆農協や漁協等が所有する共同利用施設の復旧費用を国が助成する事業です◆

【農業協同組合等が所有する施設】

- ・カントリーエレベータ
- ・農産物処理加工施設
- ・農産物市場 等



【漁業協同組合等が所有する施設】



- ・魚市場
- ・水産物処理加工施設
- ・養殖施設 等

【森林組合等が所有する施設】

- ・木材処理加工施設
- ・種菌培養施設
- ・木材市場 等



【補助率】

9／10以内

お問い合わせ先は
裏面をご覧ください

【詳しい内容は、お近くの農政局等までお問い合わせ下さい】

◆農業協同組合関係

▽農林水産省経営局経営政策課	TEL 03-3502-6442
▽東北農政局総務部検査課	TEL 022-221-6160
▽関東農政局総務部検査課	TEL 048-740-0020
▽北陸農政局総務部検査課	TEL 076-232-4190
▽東海農政局総務部検査課	TEL 052-223-4616
▽近畿農政局総務部検査課	TEL 075-414-9015
▽中国四国農政局総務部検査課	TEL 086-224-9408
▽九州農政局総務部検査課	TEL 096-211-9079
▽沖縄総合事務局経営課	TEL 098-866-1628

◆漁業協同組合関係

▽水産庁防災漁村課	TEL 03-3502-5638
-----------	------------------

◆森林組合関係

▽林野庁木材産業課	TEL 03-3502-8062
-----------	------------------

復旧等に向けた 農業生産を総合的に 支援します



この事業では東日本大震災の被災にともなう

- 農業生産関連施設の復旧※
- 農業機械等の導入
- 生産資材の購入
- 土壌分析・指導活動等

について都道府県向け交付金として支援します。



※農林水産業共同利用施設災害復旧事業の対象とならないもの
※復旧に際して、動力源をバイオマス、太陽光、水力など再生可能エネルギーを利用したものに変更することが可能

<事業の流れ>



<申請・問い合わせ窓口>

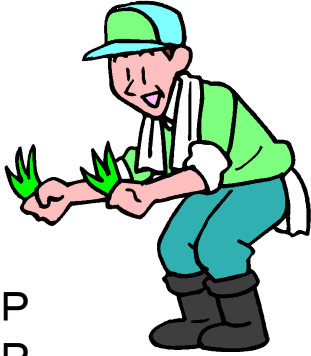
申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、本省及び地方農政局等でも相談を受け付けます。

申請に関する農林水産省の総合的な窓口は最終面に記載しています。

<本対策の主な共通事項>

- 緊急的支援として、通常の補助事業では支援対象外の機械の導入や資材等の購入も支援の対象となる場合があります。
- 平成23年4月1日以降に着手・着工したものについて、特例的に遡って支援します。
- 通常は補助率の低い施設等についても一律1／2以内で支援します。（一部のメニュー除く）
- 施設や機械は共同利用を支援の要件としています。（個人の資産となるものには支援ができません。）

<目的別一覧>



生産再開を支援します。（施設・機械・資材）

- ・ 土地利用型作物（稲、麦、大豆、そば等） 3 P
- ・ 園芸作物（野菜、果樹、花き） 4 P
- ・ 畜産経営関連（肉用牛、乳用牛、豚、鶏等） 5 P
- ・ 飼料作物 6 P

施設の復旧を支援します。

- ・ 乳業関連施設 7 P
- ・ 産地食肉センター、家畜市場等 8 P
- ・ 鳥獣被害防止施設 9 P
- ・ 再生可能エネルギー供給施設 10 P
- ・ 農業研修教育施設 11 P

土壌分析、農業者への指導等の普及活動を支援します。

12 P

セシウム等の吸収を抑制する資材の施用を支援します。

13 P



被災された農家の

稲・麦・大豆等の生産再開を支援します

<実施主体>

- ・市町村 ・農業協同組合 ・農業生産法人 ・農業公社
- ・農家5戸以上（知事特認3戸）の農業者の組織する団体 等

<補助率>

事業費の1／2以内で支援します。

（機械については、リース物件の購入額相当の1／2以内）

<支援内容>

- 肥料・農薬・育苗用資材などの再調達（一定面積以上）
- トラクターや播種機など共同利用機械のリースでの導入や共同利用に向けたメンテナンス（一定面積以上）
- 乾燥調製施設など共同利用施設の改修・再編等

生産資材



農業機械



共同利用施設



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。

事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 農産課 022-221-6179（直通）

（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東農政局 生産経営流通部 農産課 048-740-0025（直通）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

（上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。）

【農林水産省本省】

生産局 生産流通振興課 土地利用第1、2班 03-3502-5965（直通）

特産振興第2班 03-6744-2117（直通）

農業生産支援課 機械開発・安全指導班 03-6744-2111（直通）

被災された農家の

園芸作物の生産再開を支援します

<実施主体>・市町村 ・ 農業協同組合 ・ 農業生産法人
・ 農家 5 戸以上 (知事特認 3 戸) の農業者の組織する団体等

<補助率>

- 事業費の 1 / 2 以内で支援します。
(機械・園芸施設については、リース物件の購入額相当の 1 / 2 以内)

<支援内容>

- 共同利用施設の改修・再編
 - ・ 野菜育苗施設、青果物集荷貯蔵施設、青果物加工施設等の共同利用施設 (再編整備するもの)
- 栽培等生産の高度化に必要な施設の改修・再編等
 - ・ 共同で利用する、高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス等
- 共同利用機械等のリース等による導入
 - ・ 共同で利用するトラクター、野菜播種・定植・作業収穫機械、スピードスプレーヤー、高所作業機、周年栽培高温抑制型温室等
- 果樹の植栽
 - ・ 植え付けに必要な苗木、肥料、農薬、果樹棚及びトレリス等
- 生産資材の導入
 - ・ 肥料、農薬、被覆資材、園芸施設の補強・補修に要する資材等

集荷施設



高度化施設



農業機械



果樹植栽



生産資材



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 園芸特産課 022-221-6193

(管轄:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東農政局 生産経営流通部 園芸特産課 048-740-0434

(管轄:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

(上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。)

【農林水産省本省】

生産局 生産流通振興課 園芸生産第2班 03-6744-2113 (直通)

被災された

畜産経営の再開を支援します

<実施主体>

- 5戸以上（知事特認3戸）の農業者が組織する団体、農業生産法人や農業公社 等

<補助率>

- 事業費の1／2以内で支援します。
（畜産用機械はリース物件の購入額相当の1／2以内）

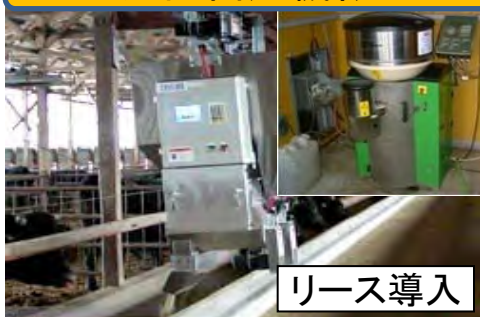
<支援内容>

- 被害を受けた施設・機械の復旧、協業化・法人化による生産基盤の再編整備などの地域畜産の発展に向けた取組
- 共同畜産施設の復旧（改修・補修）、再編整備等
- 共同畜産機械のリース方式による導入

共同畜舎



共同畜産機械



共同排泄物処理施設



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、最寄りの県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 畜産課 022-221-6198（直通）

（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東農政局 生産経営流通部 畜産課 048-740-0027（直通）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

（上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。）

【農林水産省本省】

生産局 畜産部畜産企画課 環境保全班 03-3502-0874（直通）

畜産部畜産企画課 推進班 03-3501-1083（直通）

被災された農家の

飼料生産や放牧場利用の再開、 取組強化を支援します

<実施主体>

- 5戸以上（知事特認3戸）の農業者が組織する団体、農業生産法人や農業公社 等

<補助率>

- 事業費の1／2以内で支援します。
（機械はリース物件の購入額相当の1／2以内）

<支援内容>

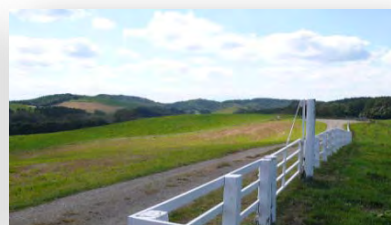
- 被害を受けた機械・施設・草地の復旧や被災地の飼料生産や利用等を強化する地域の力を合わせた発展的な以下の取組。
 - ・ 飼料播種機、収穫機など機械のリース導入や共同利用に向けたメンテナンス、バンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンターなど施設の改修・再編等。
 - ・ 種子、肥料を購入し、永年性草地の復旧。
 - ・ 放牧地や牧柵などの放牧関連施設の修理、再整備。



TMRセンター



播種機



放牧場

<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 畜産課 022-263-1111（内線：4190）
（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東農政局 生産経営流通部 畜産課 048-600-0600（内線：3328）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

（上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。）

【農林水産省本省】

生産局畜産部畜産振興課 飼料生産振興班 03-6744-2399（直通）

被災した乳業工場等の復旧を支援します

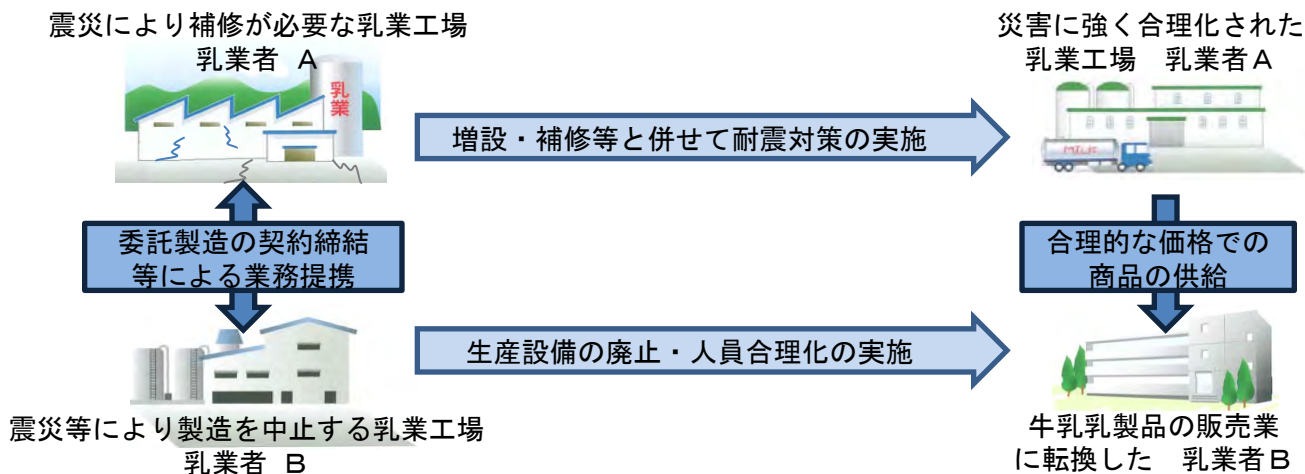
＜支援対象＞

- 乳業工場やクーラーステーションの施設整備（新設、増設、改修・再編等が対象となります）。
- 乳業工場を新設する場合2工場、その他の整備を行う場合は1工場以上の工場の廃止が条件です。

＜補助率＞

- 事業費の1／2以内で支援します。
（ただし、工場廃止等に係る費用については1／3以内で支援します。）

＜活用例＞



＜申請先・問い合わせ窓口＞

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 畜産課 022-263-1111（内線：4433）

（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東農政局 生産経営流通部 畜産課 022-600-0600（内線：3335）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

（上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。）

【農林水産省本省】

生産局 牛乳乳製品課 乳業班

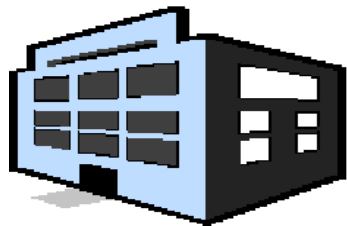
03-6744-2128（直通）

被災した産地食肉センターや 家畜市場等の復旧を支援します

<支援対象>

○ 対象施設

- ・ 産地食肉センター
- ・ 家畜市場
- ・ 食鳥処理施設
- ・ GPセンター 等

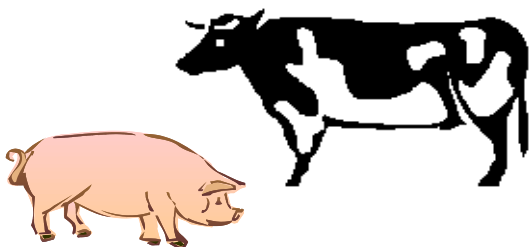


○ 事業実施主体

- ・ 市町村
- ・ 公社
- ・ 農業協同組合
- ・ 事業協同組合 等

<補助率>

- 事業費の1／2以内で支援します。



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 畜産課 022-221-6198 (直通)

(管轄: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東農政局 生産経営流通部 畜産課 048-740-0027 (直通)

(管轄: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

(上記以外の県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。)

【農林水産省本省】

生産局 畜産部 食肉鶏卵課 食肉流通班 03-6744-2130 (直通)

被災した鳥獣被害防止施設の 復旧を支援します

<実施主体>

- 市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会及び地域協議会の構成員に支援します。
- 受益戸数が3戸以上あることが要件です。

<補助率>

- 施設整備費について、1／2以内で支援します。
(過疎地域など条件不利地域は5. 5／10以内)

<支援内容>

- 被災した野生鳥獣の侵入防止柵や食肉処理加工施設（焼却施設を含む）の復旧（改修・補修、再編）を支援します。

侵入防止柵の復旧



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 農産課 022-263-1111（内線：4096）

（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東農政局 生産経営流通部 農産課 048-600-0600（内線：3318）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

（上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。）

【農林水産省本省】

生産局 農業生産支援課 鳥獣被害対策室 03-3591-4958（直通）

被災した再生可能エネルギー供給 施設の復旧を支援します

<支援対象>

- 民間事業者等によるバイオマス、小水力等を利用した再生可能エネルギー供給施設の復旧（改修・補修、再編、撤去等）を支援します。

<補助率>

- 施設の復旧に必要な経費について、1／2以内で支援します。

<対象施設>

（１）バイオマス変換施設

- バイオマスを電気、熱等のエネルギーに変換するために必要な施設。

（２）自然エネルギー供給施設

- 農山漁村に存在する太陽光、水力等を利用し、電気や熱を生産する施設。

（※（２）については、農林水産業に関連する施設に電気、熱を供給する施設に限ります。）



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 農村計画部 農村振興課 022-263-1111（内線：4339）

（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東農政局 企画調整室 048-600-0600（内線：3115）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

（上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。）

【農林水産省本省】

大臣官房 環境バイオマス政策課 バイオマス推進班 03-3502-8466（直通）

被災した農業研修教育施設の復旧を 支援します

<実施主体>

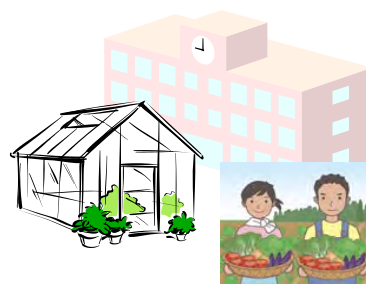
- ・ 都道府県 ・ 青年農業者等育成センター
- ・ 一部事務組合 ・ 市町村 ・ NPO法人
- ・ 農業者等の組織する団体 ・ 公益法人 等

<補助率>

- 施設の復旧費について、1／2以内で支援します。

<対象施設>

- 農業技術や経営に関する研修教育の実施に必要な
 - ・ 研修教育施設 ・ 生産実習施設
 - ・ 実験施設 ・ 宿泊施設 等の復旧を支援します。



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 経営支援課 022-263-1111（内線：4097）

（管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東農政局 生産経営流通部 経営支援課 048-600-0600（内線：3369）

（管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

（上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。）

【農林水産省本省】

経営局 人材育成課

03-6744-2160（直通）

土壌分析、農業者への指導等の 普及活動を支援します

<実施主体>

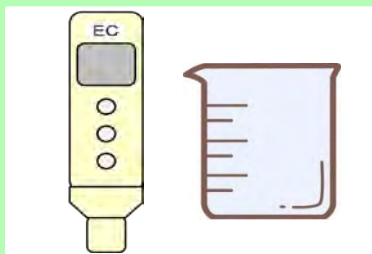
- 被災地域において普及活動を行う都道府県

<補助率>

- 普及指導センター等が行う、被災農地における被害調査・土壌等の分析や、被災農業者に対する営農相談・指導活動に必要な機械費、リース料、消耗品費、賃金等について、1／2以内で支援します。

<活用例>

土壌等の分析に必要な
機器・消耗品の導入



調査・分析、指導活動に必要な
車両のリース料等



調査・分析、指導活動を行う
臨時職員の雇用



<申請先・問い合わせ窓口>

事業内容等については、本省又は地方農政局等でご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 経営支援課 022-221-6217 (直通)

(管轄: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東農政局 生産経営流通部 経営支援課 048-740-0428 (直通)

(管轄: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

(上記以外の道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。)

【農林水産省本省】

生産局 技術普及課 組織班 03-3501-3769 (直通)

農作物による放射性物質の吸収を抑制 するための資材施用を支援します

<実施主体・対象地域>

- 都道府県、市町村、農業者の組織する団体等が対象です。
- 対象地域は、福島県、その隣接県、その他の出荷制限地域などです。

<補助率>

- 事業費の1/2以内で支援します。

<支援内容>

(放射性物質の農作物への吸収を抑制する資材の導入等)

- カリ肥料(塩化カリ、硫酸カリ)の費用
- その他の放射性物資の移行を抑制する効果が見込まれる資材の費用 等



<申請先・問い合わせ窓口>

申請については、お住まいの都道府県または市町村にご相談ください。
事業内容等については、地方農政局等でもご相談を受け付けます。

【地方農政局】

東北農政局 生産経営流通部 農産課 022-221-6179 (直通)
(担当:宮城県、山形県、福島県)

関東農政局 生産経営流通部 農産課 048-740-0025 (直通)
(担当:茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)

(上記以外の都道府県からは本省またはお近くの農政局にお問い合わせください。)

【農林水産省本省】

生産局 農業生産支援課 生産性向上企画第1班 03-3597-0191 (直通)

お問い合わせ先

農林水産省

生産局総務課生産推進室 TEL 03-3502-8111(代表) FAX 03-3502-8518
担当: 推進第1班課長補佐、推進第2班課長補佐(内線4717)
(URL) <http://www.maff.go.jp/>

東北農政局 TEL 022-263-1111(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線4089)
(URL) <http://www.maff.go.jp/tohoku/>

関東農政局 TEL 048-740-0407(直通)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線3307)
(URL) <http://www.maff.go.jp/kanto/>

北陸農政局 TEL 076-263-2161(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線3319)
(URL) <http://www.maff.go.jp/hokuriku/>

東海農政局 TEL 052-201-7271(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線2416)
(URL) <http://www.maff.go.jp/tokai/>

近畿農政局 TEL 075-451-9161(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線2315)
(URL) <http://www.maff.go.jp/kinki/>

中国四国農政局 TEL 086-224-4511(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線2416)
(URL) <http://www.maff.go.jp/chushi/>

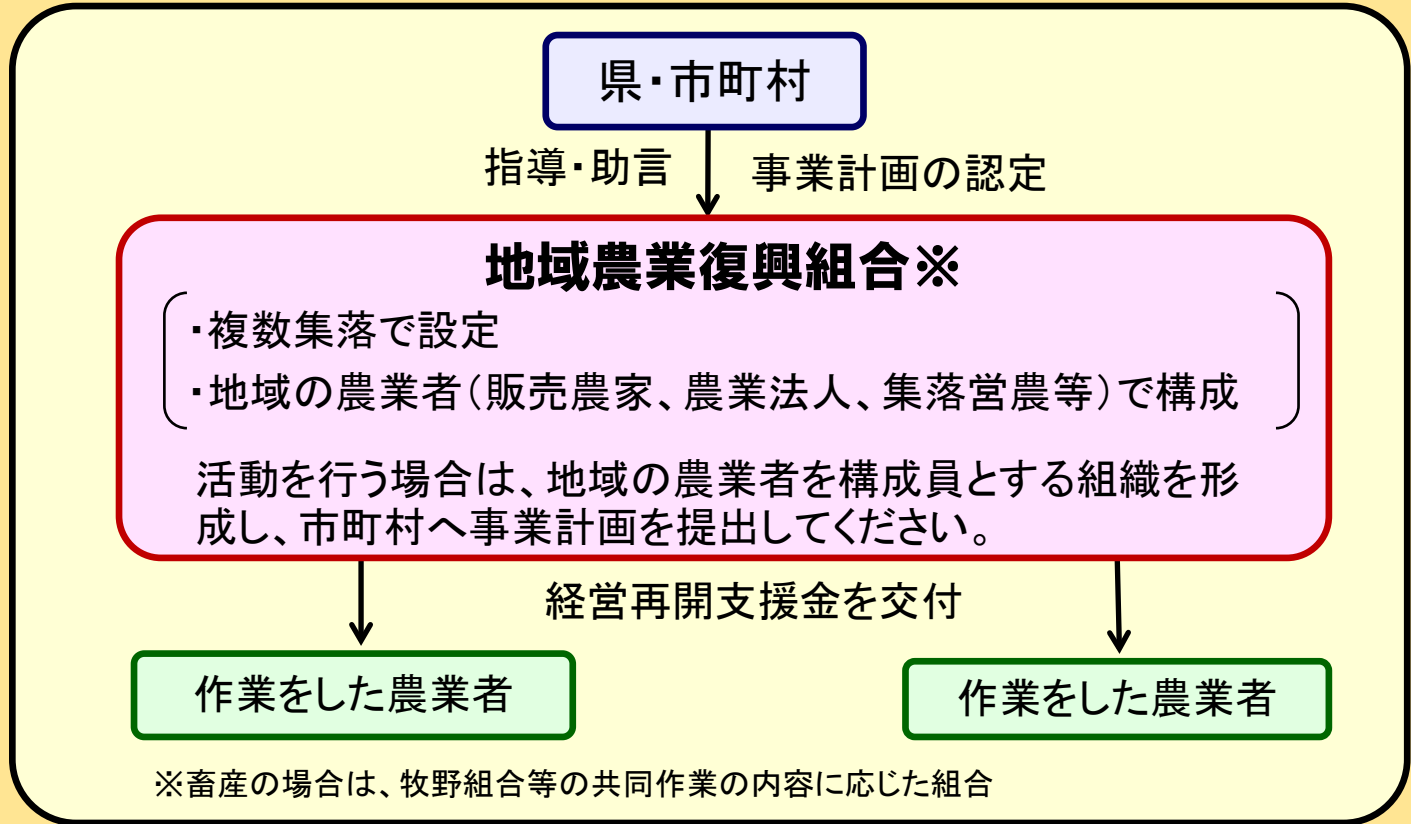
九州農政局 TEL 096-211-9111(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線4421)
(URL) <http://www.maff.go.jp/kyusyu/>

[内閣府沖縄総合事務局] TEL 098-866-0031(代表)

生産振興課 担当: 課長補佐(内線83361)
(URL) <http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html>

実施体制

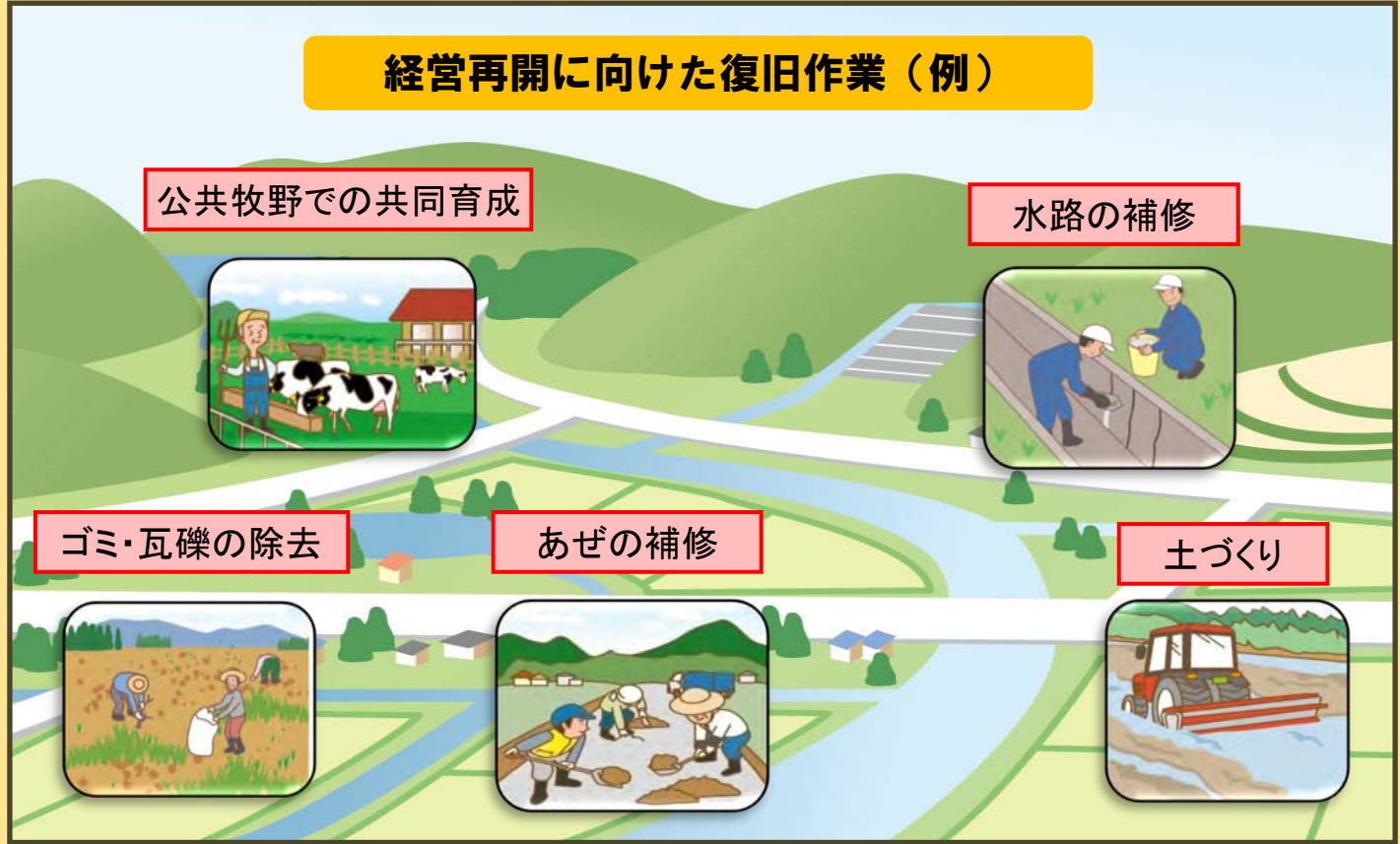


お問い合わせ先

農林水産省	
大臣官房戸別所得補償制度企画チーム	
	(03-6744-1850(直))
生産局農業生産支援課	(03-3597-0191(直))
生産局生産流通振興課	(03-3501-6081(直))
生産局畜産部畜産企画課	(03-3502-0874(直))
東北農政局戸別所得補償制度推進室	
青森農政事務所農政推進課	(017-777-3512(直))
岩手農政事務所農政推進課	(019-624-1129(直))
福島農政事務所農政推進課	(024-534-4145(直))
関東農政局戸別所得補償対策室	
茨城農政事務所計画課	(029-221-2186(直))
千葉農政事務所計画課	(043-224-5615(直))

津波等の被害を受けた地域における
経営再開に向けた共同の取組を支援します

～ 被災農家経営再開支援事業の概要 ～



東日本大震災で津波等の被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた**復旧作業を共同で行う農業者**に対して、**経営再開のための支援金**を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

農作物の生産が困難となった被災農家が経営再開に向けて共同で行う取組を支援します！

事業内容

復旧作業を行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。

※ 畜産は、牧野組合等を通じて支払います。

支援単価

(1) 水田作物・野菜・果樹

農作物の作付・栽培が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注1: 単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

注2: 水田作物には畑地で生産される大豆・そば等を含む

(2) 畜産

飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛(育成経営)	10,500円～13,200円/頭
肉用牛(繁殖経営)	182,200円/頭	豚(繁殖豚)	22,400円/頭
肉用牛(肥育経営)	21,700円～59,000円/頭	鶏(採卵鶏)	12,000円/千羽

注1: 家畜等の出荷再開までに導入した頭羽数当たり。共同作業が限定的な場合は上記単価以内

注2: 上記以外に肥育豚、肉用鶏や種鶏も支援金の対象となります。

対象者

津波等により農作物の生産又は家畜の飼養が不可能となった農業者であって、経営再開に向けた復旧作業を行う農業者の組織(地域で復興組合等を組織)

作業の内容(例)

【営農環境整備】

- 農地のゴミ・礫の除去
- 水路等の簡易な補修
- 集落共用部分の整備
- 倒壊したビニールハウスの解体・撤去
- 倒木の撤去、伐採、抜根 など

【農地再生】

- 除草
- 地力増進作物の作付
- クリーニングクロップの作付
- 土壌消毒、土壌調整(土壌改良資材投入等) など

【畜産飼養再開活動】

- 公共牧野を活用した家畜の育成
- 飼料の共同利用
- 堆肥の共同処理・散布 など



津波被害を受けた水田における経営再建の道のり

ステップ1

用排水路の土砂上げ
がれきの除去
除塩

災害復旧事業

作業員として雇用

ステップ2

土づくり
簡易な礫の除去
水路、あぜ等の
簡易な補修

経営再開支援事業

復旧作業に従事

ステップ3

作付開始
米・麦・大豆など

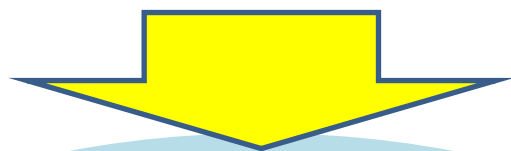
戸別所得補償制度

農産物代金+所得補償交付金

津波被災地域で業務を継続する 畜産関連業種従事者（獣医師、人工授精師等） の皆様を支援します

「被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業のうち畜産関連業種再開支援事業」

○津波被災地域における畜産農家の経営再建に当たり、獣医師、人工授精師、酪農ヘルパーなどの畜産関連業種従事者も地域には必須。



地域に、畜産関連業種従事者が不足し、経営継続が困難とならないよう、畜産農家の経営再開後、業務を継続する畜産関連業種従事者を対象として、都道府県が行う以下の取組に対し補助（1／2以内）します。

- ①他の地域でのそれぞれの技能・技術を生かした一時的な就業の斡旋や就業調整経費への助成
- ②それぞれの技能・技術の維持や回復を図るための研修経費への助成

事業実施主体：都道府県

対象となる地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち津波被害を受けた地域

対象者：津波により、家畜の飼養が困難となった地域の畜産関連業種で23年3月1日時点でその地域で開業または勤務していた者

お問い合わせは、
農林水産省生産局畜産部畜産企画課（03－3502－0874）まで
お尋ねください。

被災地で死亡した家畜の 円滑な処理を支援します

(1) 補助対象家畜

東日本大震災の影響により死亡した家畜の処理のうち、次の

①及び②を満たすもの。

- ① 市町村の実施する災害等廃棄物処理事業費補助金の助成対象とならない家畜の処理(※)
- ② 次のいずれかの原因により死亡した家畜の処理
 - ・ 畜舎倒壊による圧死等地震の直接的な被害
 - ・ 電力や飼料供給の不足
 - ・ ライフラインの損壊
 - ・ 飼養者の避難(福島第1及び第2原子力発電所事故のみによるものを除く。)

(2) 補助経費

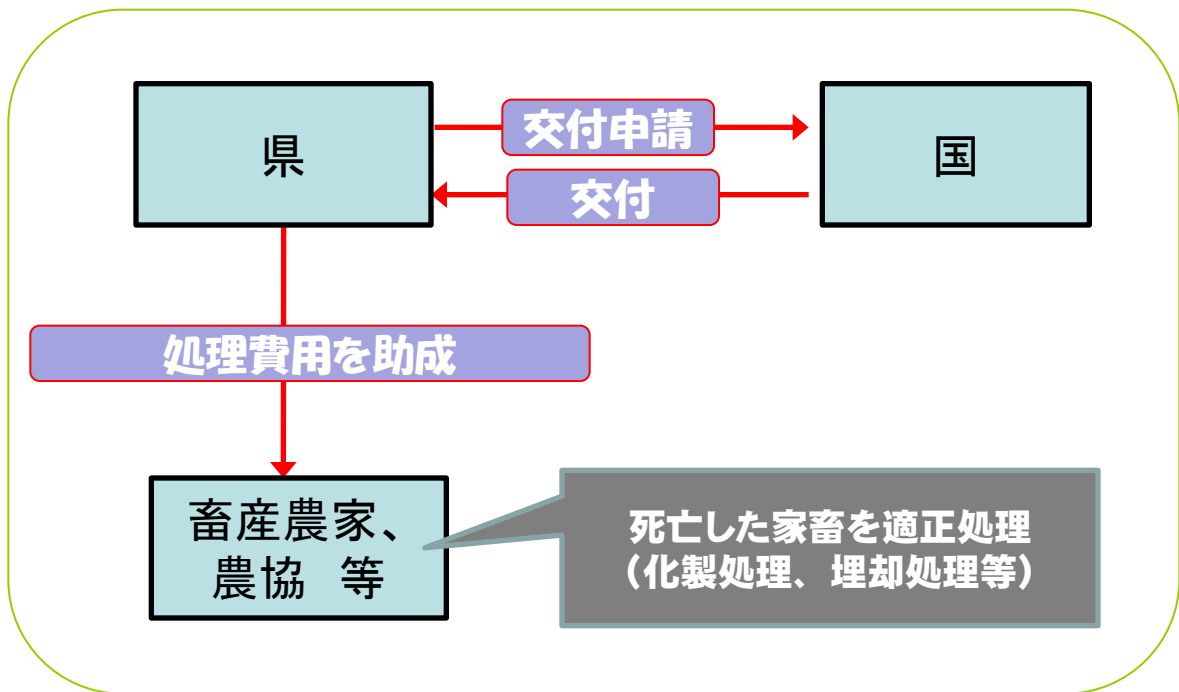
- ① 化製処理(輸送費、焼却費を含む。)
 - ・ 牛: 21,600円/頭
 - ・ 豚: 2,400円/頭
 - ・ 鶏: 54円/羽
- ② 埋却・焼却(輸送費、作業員賃金、重機借上費を含む。)
 - ・ 1/2以内

(3) 事業実施主体

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県

※ 市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として死亡した家畜をがれき等と一緒に処分した場合は、本事業の対象とすることは出来ません。

事業の仕組み



Q & A

○事業に取り組むためには、どのような手続きが必要ですか。
→ 死亡した家畜の処分に困っている方は、最寄の農政局畜産課に本事業に参加したい旨をご相談ください。

○すでに処理を終えた家畜がいます。事業対象になりますか。
→ 県による確認があれば対象とすることができます。

お問い合わせ先

- ・ 東北農政局 生産経営流通部畜産課
TEL:022-221-6198
- ・ 関東農政局 生産経営流通部畜産課
TEL:048-740-0028
- ・ 農林水産省生産局 畜産部食肉鶏卵課 畜産副産物班
TEL:03-6744-2130

農業経営再建のための 金融支援のご案内

震災からの復旧に向けた取組を、
金融面から支援します。

- 無利子（最長18年間）で融資
しますので、返済負担が大幅に
軽減されます。
- 公庫資金・近代化資金は、
実質的に担保・保証人は不要で
す。また、保証料負担もありません。
- 貸付限度額も引き上げます。
(例) 農林漁業セーフティネット資金の場合、
年間経営費または1,200万円まで借入可能。

要件などは裏面をご覧ください。

主な資金メニュー

	主な用途	資金名	据置期間	償還期限	貸付限度額
公庫	運転資金	農林漁業 セーフティネット資金	6年	13年	年間経営費 または1,200万円
	施設の復旧	農林漁業施設資金 (災害復旧)	6年	18年	負担額の100% (最大1,200万円)
	新たな施設整備	スーパーL資金	13年	28年	個人1.5億円 法人5億円
農協等	運転資金	天災資金	-	7年	個人250万円 法人2,000万円など
	新たな施設整備	農業近代化資金	10年	18年	個人1,800万円 法人2億円

※ 表中の償還期限・据置期間・貸付限度額(一部資金)は、被災者の方に対して適用される特例の場合です。
※ それぞれの資金ごとに、一定の貸付要件があります。

お借り入れに際して

- どのような人が融資を受けられるのですか。
⇒ 今回の地震・津波などによる直接・間接の被害を受けた農業者の方がご利用いただけます。(融資の際には、融資機関による審査があります。)
- 無利子での融資を受ける際に何が必要ですか？
⇒ 被災したことを証明する書類(罹災証明書など)が必要になります。

お問い合わせは、

- ・ お近くの金融機関（農協、銀行、信金など）
- ・ 日本政策金融公庫（電話相談窓口 0120-154-505）
- ・ 農林水産省経営局金融調整課（03-6744-2165）

までお願いします。

主な資金メニュー

借換資金

既往債務の負担を軽減できる債務の借り換えを、無利子（最長18年）、無担保・無保証人での貸付で後押し

	主な用途	資金名	据置期間	償還期限	貸付限度額
農協等	既往債務の借換	農業経営負担軽減支援資金	3年	15年	営農負債の残高
日本公庫	既往債務の借換	経営体育成強化資金	6年	28年	制度資金の借り換えの場合 10年間の償還額の合計 等

経営再開資金

経営再開を無利子（最長18年）、無担保・無保証人での貸付で支援

	主な用途	資金名	据置期間	償還期限	貸付限度額
農協等	運転資金	天災資金	—	7年	個人250万円 法人2,000万円 等
	新たな施設整備	農業近代化資金	10年	18年	個人1,800万円 法人2億円
日本公庫	運転資金	農林漁業セーフティネット資金	6年	13年	年間経営費 または1,200万円
	施設の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	6年	18年	負担額の100% （最大1,200万円）
	新たな施設整備	スーパーL資金	13年	28年	個人1.5億円 法人5億円
	新たな施設整備	経営体育成強化資金	6年	28年	個人1.5億円 法人5億円

※融資の際には、融資機関の審査があります。
※それぞれの資金ごとに、一定の貸付要件があります。

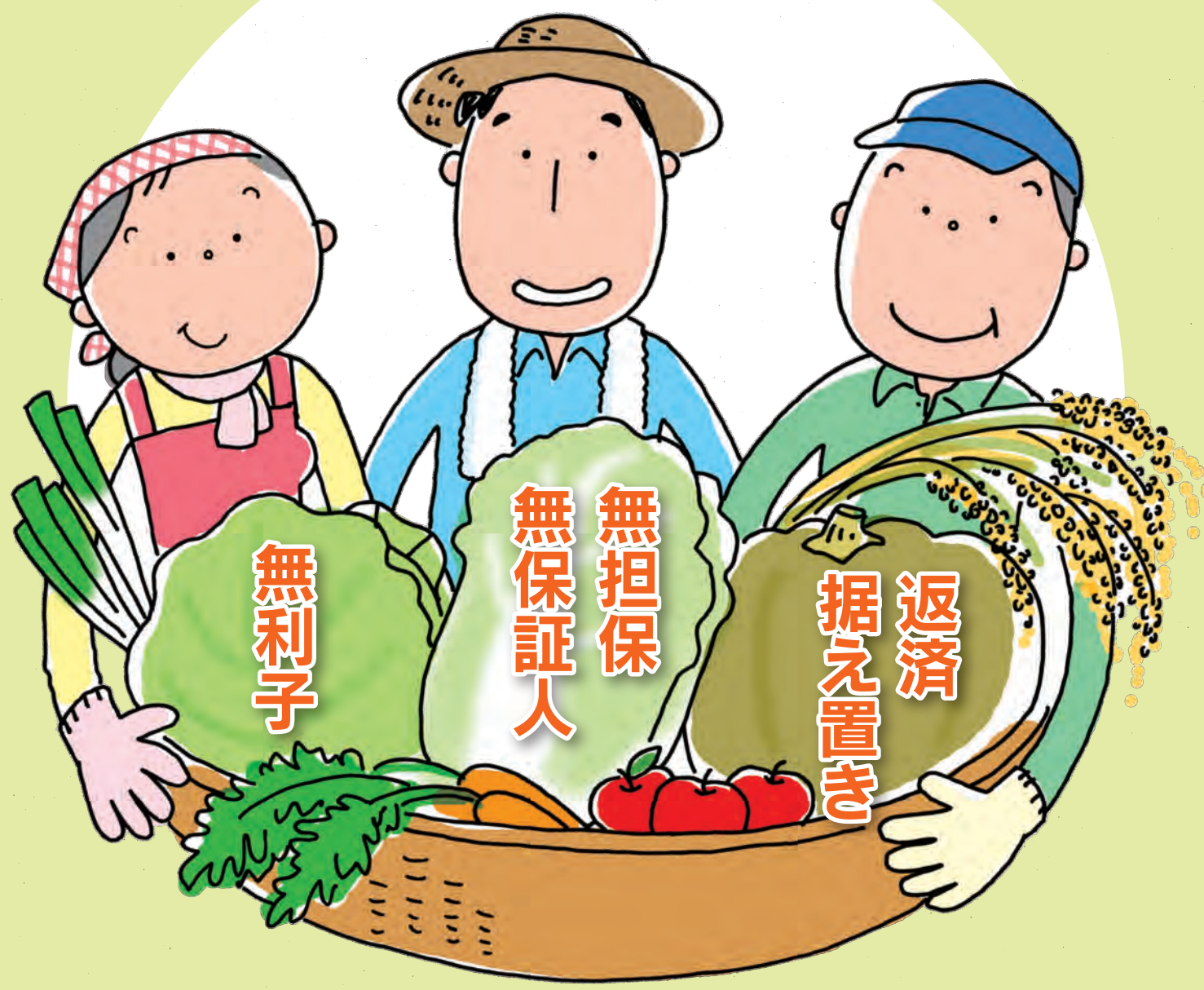
詳しくは、下記の金融機関等にお問い合わせ下さい。

- お問い合わせ先（金融機関等において連絡先を記入願います。）

- 日本政策金融公庫（電話相談窓口 0120-154-505）
- 農林水産省経営局金融調整課（03-6744-2165）

東日本大震災により被災された
農業者のみなさまへ

農業経営のために借りた
資金の返済を支援します



支援の内容

- 無利子(最長18年間※¹)、無担保・無保証人※²での融資が可能になります。
- 最長6年間、返済を据え置くことができます。

※1 日本政策金融公庫の経営体育成強化資金で借り換えた場合、返済期間が最長28年間になります。

※2 融資対象物件及び借り換える震災前の借入金の担保物件は、原則として担保提供していただきます。
また、経営責任者の方には連帯保証していただきます。



- 震災前から、農業経営のための資金を借りていた場合、今回の支援プランに借り換えることで、農家のみなさまの経営実態に合った返済計画が立てやすくなります。
- 経営再開に向けた取組の支援策として、共同利用施設の復旧や生産資材の購入資金の補助事業も活用できます。

ケース
1



震災前に農業経営のための資金を借りていましたが、返済に困っています。



農業経営のための借入を、
無利子(最長18年)、無担保・無保証人で
借り換えできます！

- 最長6年間、返済を据え置くことができます。
- 毎年の返済負担をかなり抑えることができます。



ケース
2

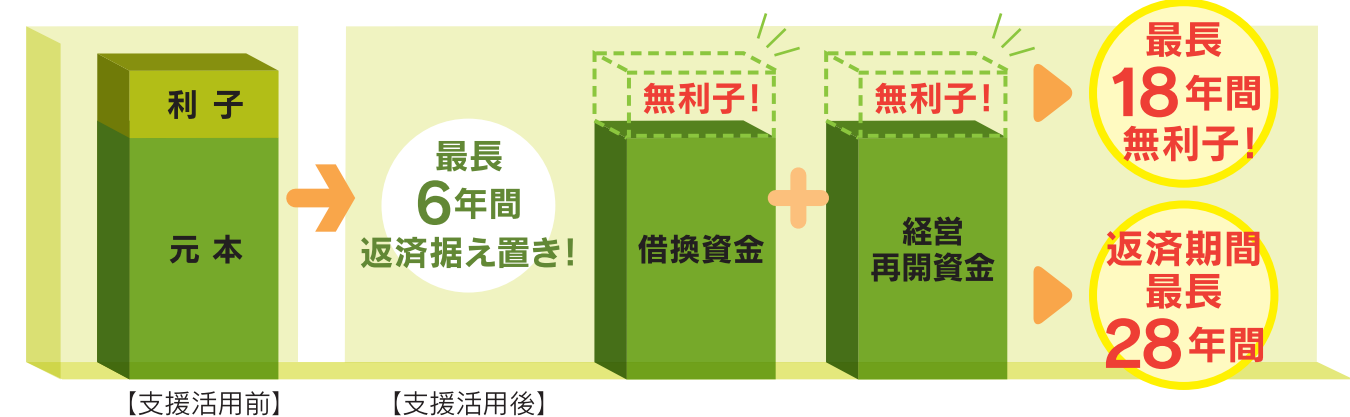


震災前からの借入金返済が残っていますが、経営再開のために新たな資金も必要なのですが…。



既存の借入と、経営再開のための資金を、
無利子(最長18年)、無担保・無保証人で
一括借り入れできます！

- 最長6年間、返済を据え置くことができます。
- 経営再開資金も含めて、毎年の返済負担を抑えることができます。



ケース
3

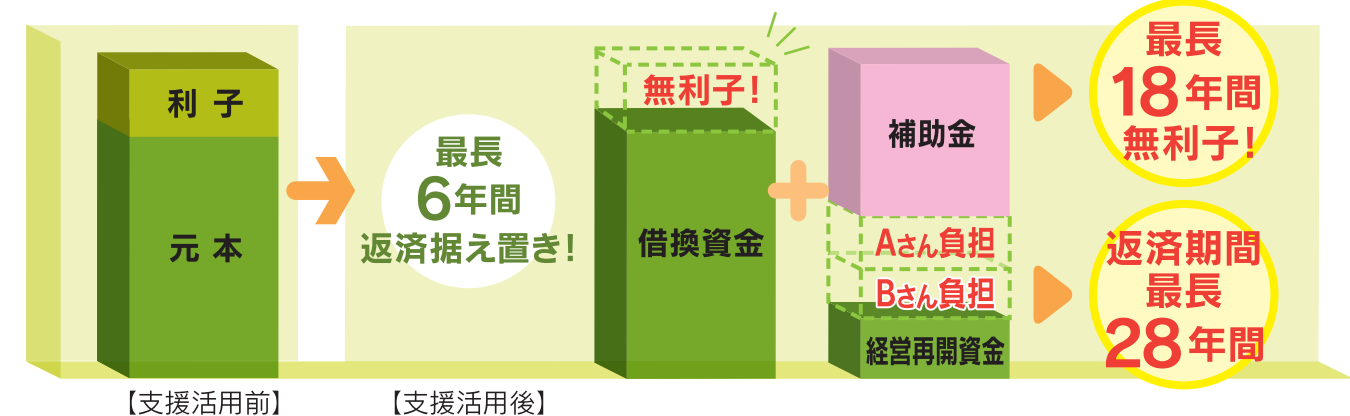


震災前からの借入金返済が残っていますが、経営再開のため、農業者仲間と共同で農機を導入したいのですが…。



農機の共同導入に補助事業^(注)を活用すれば、
既存の借入と、補助事業の負担分を
無利子(最長18年)、無担保・無保証人で一括借り入れできます！

- 最長6年間、返済を据え置くことができます。
- 経営再開資金も含めて、毎年の返済負担を抑えることができます。



注：東日本大震災農業生産対策交付金について

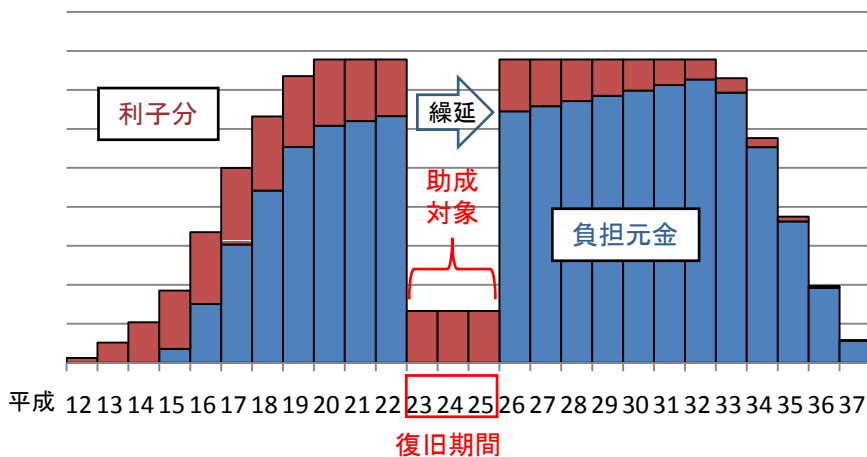
共同利用農業用施設(乾燥調整貯蔵施設、集出荷施設)等の復旧や共同利用農業用機械の導入等に対し、国は事業費の1/2以内を都道府県向け交付金により補助します。[23年度補正予算341億円]

地震・津波で被災した農地や農業用施設が復旧するまでの間、負担金にかかる利子相当分を助成します。

○土地改良事業などで整備した農地や農業用施設が被災した場合、復旧が完了するまで営農を行うことができません。

○今回の対策では、営農再開までに発生する償還中の負担金の利子相当分を最大3年間国が助成し、被災した農家を支援します。

負担金利子助成のイメージグラフ



※想定復旧期間3年間で営農を再開し、その間の負担金支払を繰延した場合のイメージ

お問い合わせ先【農林水産省】

[東北]	東北農政局	整備部	農地整備課	TEL 022-263-1111 (代表)
[関東]	関東農政局	整備部	農地整備課	TEL 048-600-0600 (代表)
[北陸]	北陸農政局	整備部	農地整備課	TEL 076-263-2161 (代表)
[東海]	東海農政局	整備部	農地整備課	TEL 052-201-7271 (代表)
[その他の地域]	農村振興局	整備部	農地資源課	経営体育成基盤整備推進室 TEL 03-3502-8111 (代表)



日本産農林水産物・食品を輸出する事業者の皆様へ

(輸出農産物等放射能検査対応事業のご案内)

都道府県等による放射能測定機器の整備等を支援します

① EUをはじめとする一部の国では、日本産農林水産物・食品の輸入に当たって、放射能検査証明書の提出を義務付けています。

しかし...

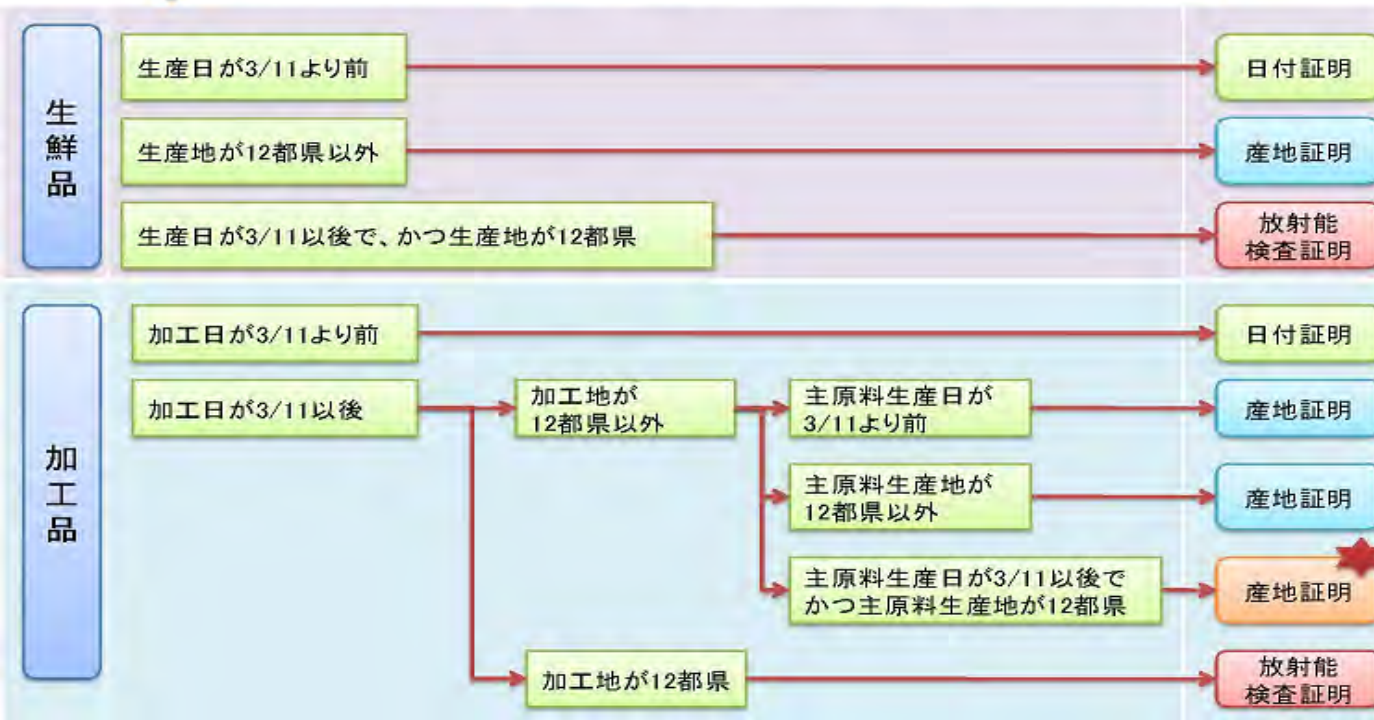
○ 現在、国内の放射能検査ニーズが大幅に増加しており、放射能測定機器が不足

このため

○ 都道府県等に対し、輸出向けの放射能測定機器整備等を支援
⇒ 中国やEU等が求める検査証明書の取得がスムーズに

(補正予算額: 1億3, 300万円 補助対象: 都道府県、民間検査機関 補助率: 1/2)

日本産食品等のEU輸出に必要な証明書の種類について



★: 産地証明を発給するに当たって、放射能検査の結果を提出することが必要。
当面の間、放射能検査証明は事実上困難。

② 国において、日本産農林水産物・食品の安全イメージを回復・増進するためのプロモーションを行います。

具体的には

- 正確な情報提供を行うための広報資材等を作成し、日本産農林水産物・食品についての情報を諸外国に対して積極的に発信するなど、日本産農林水産物・食品の信頼回復を図ることにより、輸出しやすい環境をつくります。

輸出に取り組む事業者の皆様へ

事業内容等については、本省及び地方農政局等へご相談・お問い合わせ下さい

農林水産省国際部輸出促進室	(03) 3502-3408
北海道農政事務所企画調整グループ	(011) 642-5433
東北農政局生産経営流通部農産課	(022) 221-6179
関東農政局生産経営流通部農産課	(048) 740-0151
北陸農政局生産経営流通部農産課	(076) 232-4302
東海農政局生産経営流通部農産課	(052) 223-4622
近畿農政局生産経営流通部農産課	(075) 414-9021
中国四国農政局生産経営流通部農産課	(086) 224-9411
九州農政局生産経営流通部農産課	(096) 211-9603
沖縄総合事務局農林水産部農政課	(098) 866-1627

お役立ち情報

日本産農林水産物・食品の輸出に取り組む皆様へ

[輸出促進対策](#)

検索 

諸外国の輸入規制、輸出促進対策の概要等については、農林水産省ホームページに掲載しています。

インターネットにより、「輸出促進対策」で検索して下さい。

「農林水産物等輸出促進メールマガジン」のご紹介

農林水産省では、農林水産物等の輸出に関心を持つ皆様にとって取組のきっかけとなるよう、様々な情報を提供する「農林水産物等輸出促進メールマガジン」を定期的に発行しています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_mailmaga/index.html

仮設住宅等の復旧資材となる
木材の確保に必要な取組を支援します



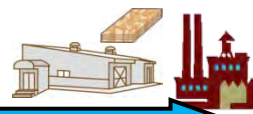
(1) 製材・合板工場等の復旧を支援します

①仮設住宅等への復旧資材確保のために、被災した製材・合板製造工場等の施設で、早期に稼働開始できる場合に、廃棄・復旧・整備に必要な経費を支援します。



補助率1/2以内で助成

②震災により発生した木質系廃棄物の処理に用いる木材破砕機の整備に必要な経費を支援します。



補助率1/2以内で助成

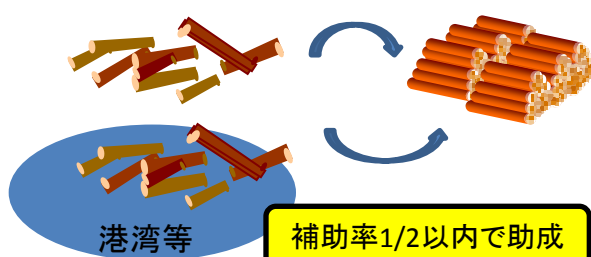
(2) 原木の流通コストを支援します

仮設住宅等への復旧資材用の木材確保のため、

①被災工場の在庫原木や、被災工場に出荷していた地域の原木等を被災していない工場に出荷する場合等の流通経費を支援します。

②震災により製材工場等から流出した木材の回収を、所有者等が行う場合に必要な経費を支援します。

被災工場・素材生産地から製材工場等までの距離に応じた定額助成
(最大2,500円/m³)



補助率1/2以内で助成

【こちらまでご相談ください】

都道府県林務担当課

農林水産省林野庁

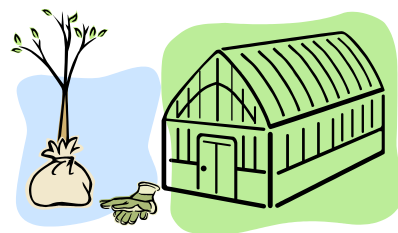
(1) ①、(2) 木材産業課 (TEL: 03-6744-2294)

(1) ② 木材利用課 (TEL: 03-6744-2297)

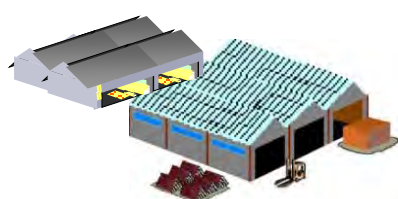
被害を受けた森林、林道、林業施設などの**復旧に必要な資金や運転資金**を日本政策金融公庫から**無利子・無担保・無保証人**で借りることができます。

日本政策金融公庫の以下の**災害復旧関係資金**について、
○ 金利負担の軽減(**無利子化**)を最長15年間行います。
○ **無担保・無保証人**で借りることができます。

① 被害造林地、樹苗養成施設、林道等の復旧



② 林業機械、林産物・特用林産物処理加工施設等の復旧



※ 林業を併せて営む木材産業者の方も対象になります。

③ 運転資金

震災により被害を受けた場合や売上が減少した場合などの運転資金



受付期間は、平成24年3月31日までです。

【詳しくはこちらまでご相談ください】

全国木材協同組合連合会(TEL:03-3580-3215)

または日本政策金融公庫(TEL:0120-926478)

農林水産省林野庁企画課(TEL:03-3502-8037)

民間金融機関から必要な資金を借り受ける場合、
無担保・無保証人・保証料無料で**100%の債務保証**
を受けることができます

林業者・木材産業者の皆様が東日本大震災の復旧に取り組む
ために必要な資金について債務保証を受けることができます

被災した施設の再建や事業再開の資材の調達などに必要な資金



被災地域へ復旧用の木材を供給するための事業運転資金



受付期間は、平成24年3月31日までです。

【詳しくはこちらまでご相談ください】

独立行政法人農林漁業信用基金(TEL:03-3294-5585)

農林水産省林野庁林政部企画課(TEL:03-3502-8037)

森林組合の経営再建を応援します。 経営の維持・安定を支えます。



森林組合の経営再建を応援します。

- 経営再建のための仮事務所の借入れ、新たな事務所の建設、新たな事業地購入・借入れ、OA機器の購入など経営再建のための借入金に対する利子助成を行います。【最大2%】

無利子

森林組合の経営維持・安定を支えます。

- 震災の影響による経営環境の変化により、一時的に経営が不安定になった森林組合の経営維持・安定のための借入金に対する利子助成を行います。【最大2%】

無利子

詳しい内容についてのお問い合わせは

全国森林組合連合会(TEL:03-3294-9711)又は農林水産省
林野庁林政部経営課(TEL:03-6744-2287)にご相談ください。

漁 港 施 設 農地・農業用施設 山 林 施 設 海 岸 施 設 の復旧を支援します



■漁港・海岸施設の復旧を支援します

3

<特例措置>

- ① 漁港、海岸等の復旧を国又は県が被災
地方公共団体に代わって実施する代行制
度を創設しました。

6

※ 地すべり防止施設、治山施設も同様に適用されます。

- ② 漁業集落排水施設の復旧を高い補助率
で実施できる制度を創設しました。

8

※ 農業・林業集落排水施設にも同様に適用されます。

■農地・農業用施設の復旧を支援します

10

<特例措置>

- ③ 排水機場が復旧するまでの間、農地を
含む地域の排水を緊急的に行います。
- ④ 除塩事業を創設しました。
- ⑤ 災害復旧と併せて行う区画整理等に
激甚法と同等の嵩上げが適用されるこ
ととなりました。
- ⑥ 土地改良事業の開始手続きを簡素化
しました。

11

12

14

15

■山林施設の復旧を支援します

22

漁港施設、農地・農業用施設、 山林施設、海岸施設 の復旧を支援します

＜事業内容＞

- **災害復旧事業**
地震、津波により被災した農林水産関係土
木施設の災害復旧を実施します。

「公共土木施設災害復旧事
業費国庫負担法(負担法)」
に基づく事業

漁港、海岸、
地すべり防止施設、
林地荒廃防止施設

「農林水産施設災害復旧事業
費国庫補助の暫定措置に関す
る法律(暫定法)」に基づく事業

農地、農業用施設、林道等

- **災害関連事業**
災害復旧事業を実施するのみでは、再度
災害の防止に十分な効果が期待できないと
認められる場合に、これと併せて構造物の強
化等を実施します。

漁港・海岸施設の復旧 を支援します

＜対象施設＞

漁港施設
【負担法】

基本施設

- 外郭施設（防波堤、防砂堤、護岸等）
- 係留施設（岸壁、物揚場、船揚場等）
- 水域施設（航路、泊地）

機能施設

輸送施設（鉄道、道路、駐車場、橋等）

漁業用施設
【暫定法】

沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤等）

漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内で
かつ、水産業共同組合の維持管理に属
するもの）

海岸施設（堤防、護岸、突堤等）
【負担法】

水産関係土木施設等災害復旧事業の概念図



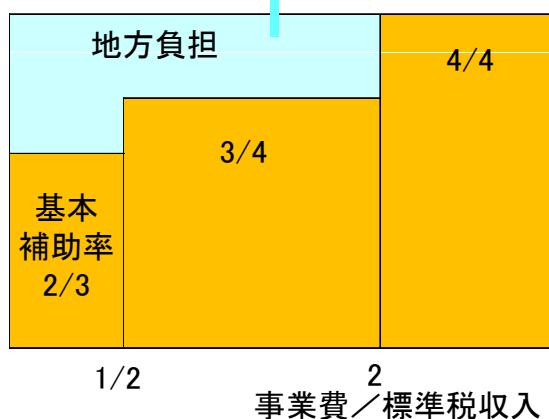
<主な事業>

区分	事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件
復旧事業	漁港施設災害復旧事業	被災した漁港や海岸等の復旧	都道府県 市町村 国(代行) P. 6参照	都道府県の場合は工事費が120万円以上、市町村の場合は60万円以上
	漁業用施設災害復旧事業	被災した消波施設、水路、着定基質等の漁業用施設の復旧	都道府県 市町村	工事費が40万円以上
	直轄漁港災害復旧事業	国が整備した漁港施設が被災した場合の復旧	国	
関連事業	漁港施設災害関連事業	被災した漁港施設の災害復旧事業と一体的に実施し、再度災害の防止を図る事業	都道府県 市町村 国(代行) P. 6参照	都道府県の場合は工事費が800万円以上、市町村の場合は600万円以上
	災害関連漁業集落環境整備事業	被災した漁業集落環境施設の復旧	都道府県 市町村	受益戸数2戸以上、工事費が200万円以上
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	海岸保全施設に漂着したゴミや流木等の除去	都道府県 市町村	漂着量が1000m ³ 以上 工事費が200万円以上

<補助率>

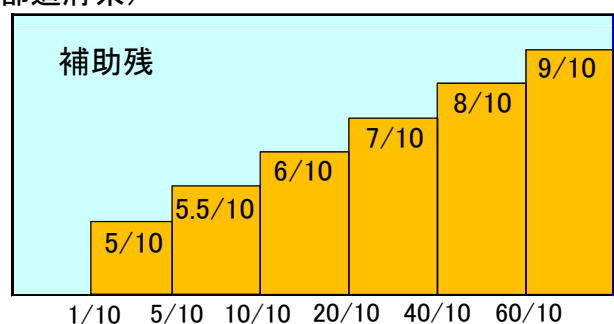
一般災害における国庫補助

漁港
海岸
【負担法】

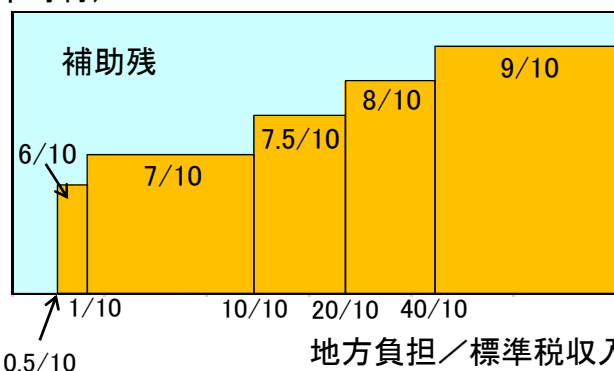


激甚災害における国庫補助

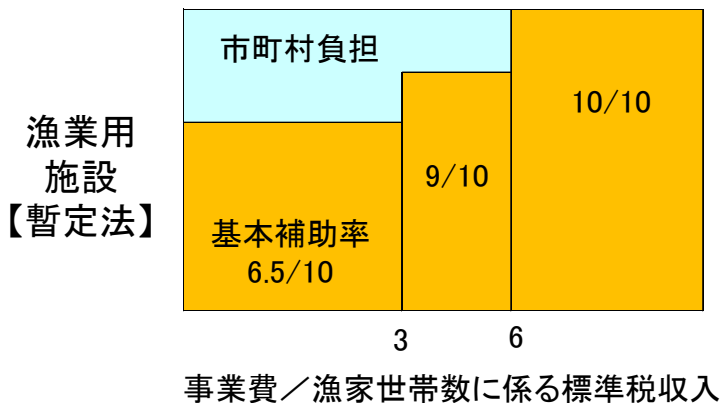
について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ(都道府県)



(市町村)



一般災害における国庫補助



<地財措置>

漁港・海岸施設は補助残の100%、漁業用施設は補助残の80%について、

災害復旧事業債（交付税算入率95%）

の充当が認められています。

事業実施箇所（イメージ）



<お問い合わせ窓口>

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 03-3502-5638(直通)

特例措置①

漁港、海岸等の復旧を国又は県が被災地方公共団体に代わって実施する代行制度等を創設しました

＜対象施設＞

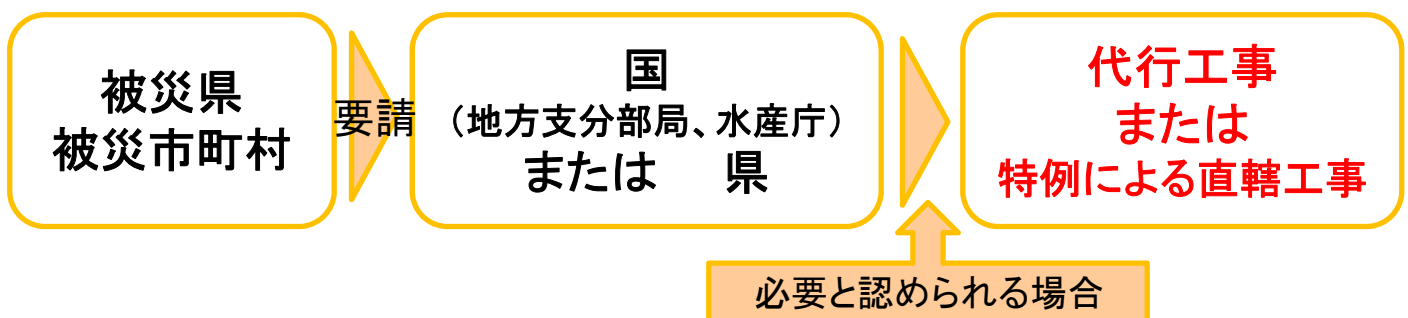
漁港、海岸、地すべり防止施設、治山施設

＜制度概要＞

- 次の場合に、国又は県が被災地方公共団体に代わって、もしくは国が直轄事業の特例により、公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業を実施します。

- ・ 被災地方公共団体からの要請があること
- ・ 実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められること

※ 詳細はお問い合わせ窓口までご連絡下さい。



＜お問い合わせ窓口＞

○漁港	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-3502-5638
○海岸	農村振興局整備部防災課	03-6744-2199
	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-3502-5638
○地すべり防止施設	農村振興局整備部防災課	03-3502-6430
	林野庁森林整備部治山課	03-3502-8208
○治山施設	林野庁森林整備部治山課	03-6744-2308

<対象工事>

漁 港

① 対象工事

第3種漁港における漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な
輸送施設の災害復旧等に関する工事

② 実施主体

市町村→県（代行）、県→国（代行）

※ 補助率等はP.4をご覧ください。



海 岸

① 対象工事

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する
海岸保全施設の災害復旧等に関する工事

② 実施主体

市町村→県（代行）、市町村・県→国（代行）

※ 補助率等はP.4（又はP.20）をご覧ください。



地すべり防止施設

① 対象工事

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項
に規定する地すべり防止施設の災害復旧等に関する工事

② 実施主体

県→国（代行）

※ 補助率等はP.20（又はP.23）をご覧ください。



治山施設

① 対象工事

森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する
保安施設事業に係る災害復旧等

② 実施主体

国（直轄事業の特例により施行）

※ 補助率等はP.23をご覧ください。



集落排水施設の復旧を高い補助率 で実施できる制度を創設しました

＜制度の概要＞

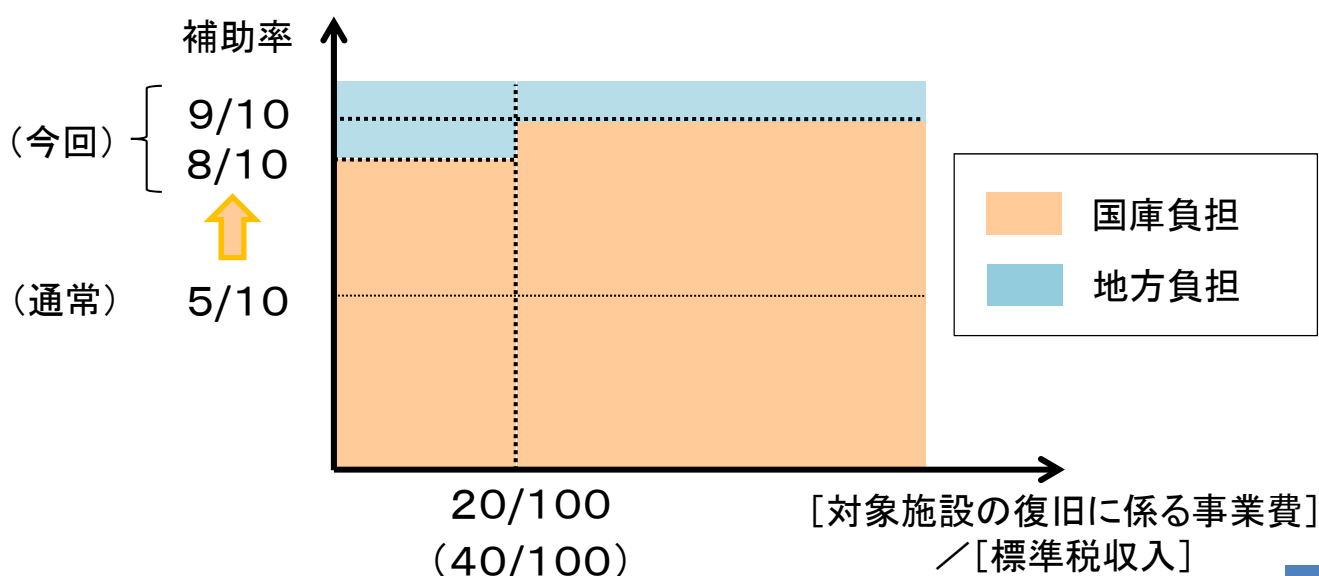
- 特定被災地方公共団体※が下記対象施設を復旧する際の国庫補助率に特例規定を設けました。

- ・ 高率補助の対象となる施設
集落排水施設、街路、改良住宅、上水道、簡易水道、工業用水道、一般廃棄物処理施設、交通安全施設

※ 東日本大震災による被害を受けた、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びにこれらの県内で被害が大きいと認められた市町村

- 標準税収入に対する上記対象施設毎の復旧事業費の総額が、
20%（40%）までの部分については、**補助率 8/10**
20%（40%）を超える部分については、**補助率 9/10**
となります。（（ ）内は県の場合）

補助率は、8 / 1 0 以上 9 / 1 0 未満



＜事業内容＞

- 被災した農業・林業・漁業集落排水施設を原形復旧します。

＜採択要件＞

- 東日本大震災により被災した農地・農業用施設・林業施設・漁港等の災害復旧事業実施区域と同じ地域であって次の全てを満たすもの。
 - ① 受益戸数が2戸以上。
 - ② 工事費が200万円以上。
 - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 維持工事とみるべきもの
 - ・ 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因するもの
 - ・ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因するもの
 - ・ 本事業以外の事業施行中に生じた災害によるもの

＜お問い合わせ窓口＞

農業集落排水施設：農村振興局整備部農村整備官
集落排水事業班 TEL03-6744-2200（直通）

林業集落排水施設：林野庁森林整備部整備課
災害対策班 TEL03-6744-2304（直通）

漁業集落排水施設：水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
災害調整班 TEL03-3502-5638（直通）

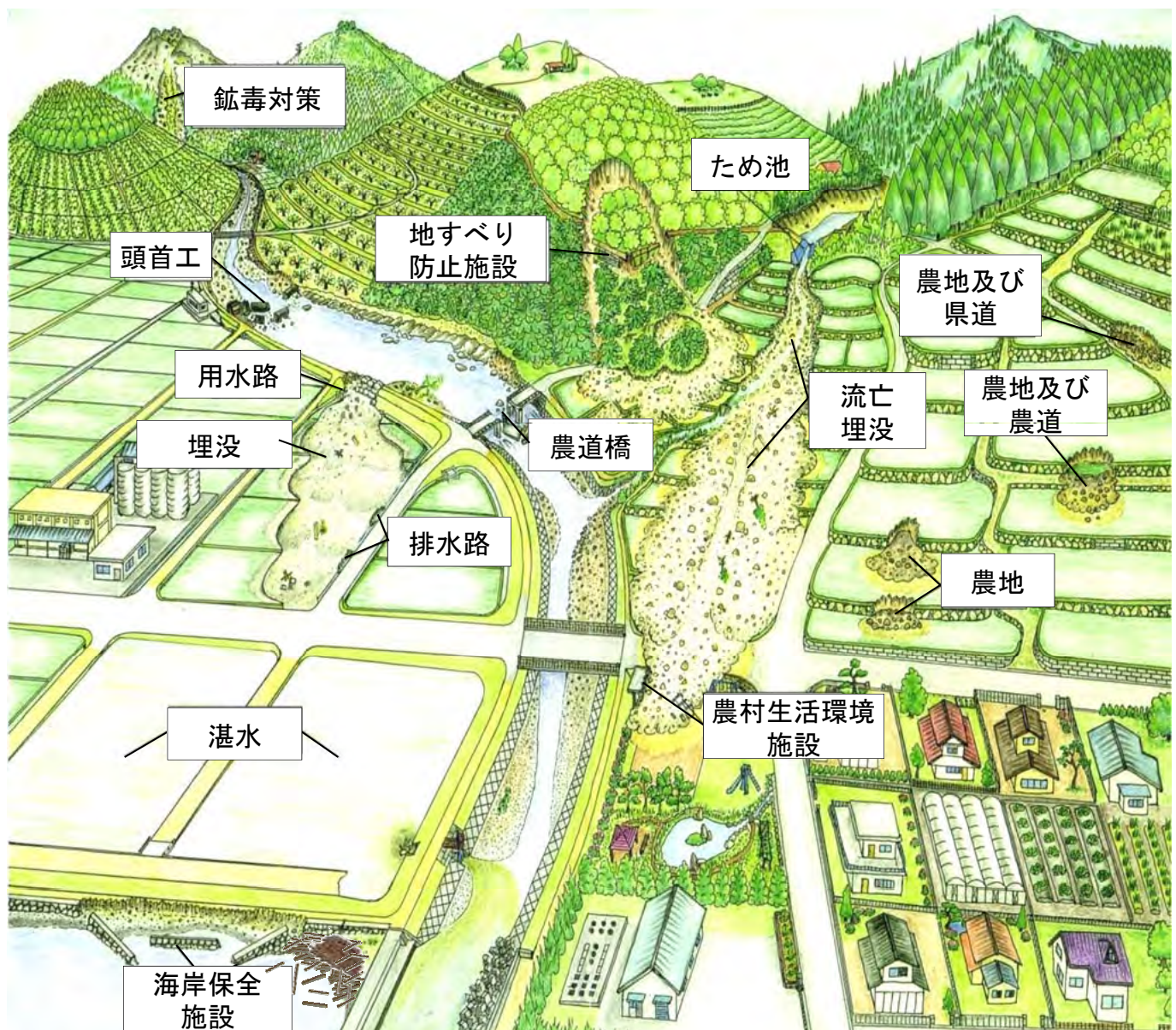
農地・農業用施設の復旧 を支援します

<対象施設>

農地（耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地）
農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道、揚水機、堤防、
【暫定法】 橋梁、農地保全施設）

<対象となる条件>

- ① 受益戸数が2戸以上の施設であること
 - ② 1箇所の工事費※が40万円以上のもの
- ※ 同じ種類の施設が被災した場合で、その被災箇所が
150m以内の間隔で連続しているものは合算可能



排水機場が復旧するまでの間、 農地を含む地域の排水を 緊急的に行います

<事業内容>

- ① 津波により湛水した農地からの緊急的な排水
- ② 被災した排水機場が復旧するまでの地域の排水に必要となる、災害応急用ポンプ等の配備、運用の一切を、国が全額負担して実施します。

<開始手続き>

手続きは簡単です

県・市町村
土地改良区

申請

東北農政局
土地改良技術事務所



農地の湛水を早く
解消して欲しい



国がポンプの
設置、運転管理
を行います



排水機場が復旧
するまで、仮設
ポンプで排水して
欲しい



<お問い合わせ窓口>

東北農政局土地改良技術事務所 施設・管理課 電話022-295-5547

除塩事業を創設しました

＜事業内容＞

- 東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、除塩事業を実施します。

（対象となる主な工種）

- ・ かんがい排水施設の新設
- ・ 揚排水機の運転経費
- ・ 石灰等の施用及び耕起・碎土
- ・ 排土、客土

＜事業実施主体＞

- 国、都道府県、市町村、土地改良区

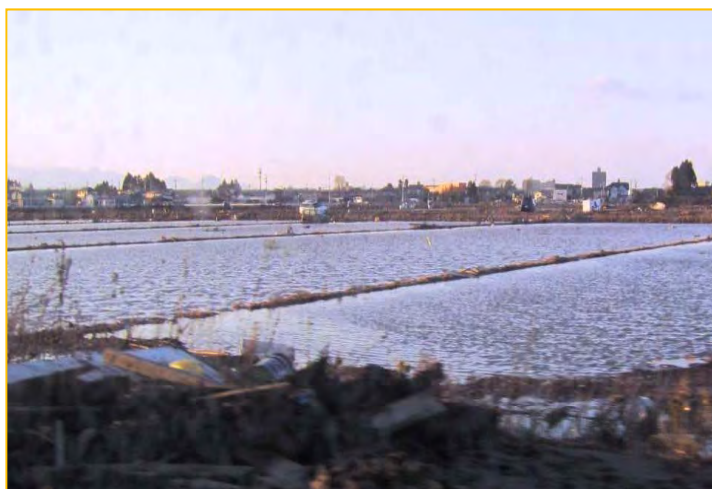
＜実施要件＞

- 塩分濃度が**0.1%**以上の農用地
（畑作地にあっては**0.05%**以上）

※ 塩分濃度は事業実施主体が専用機器を用いれば、容易に現場で測定できます。

- 1箇所の工事費が40万円以上のもの
- 国が事業実施主体の場合、面積**20ha**以上

作付けできない。

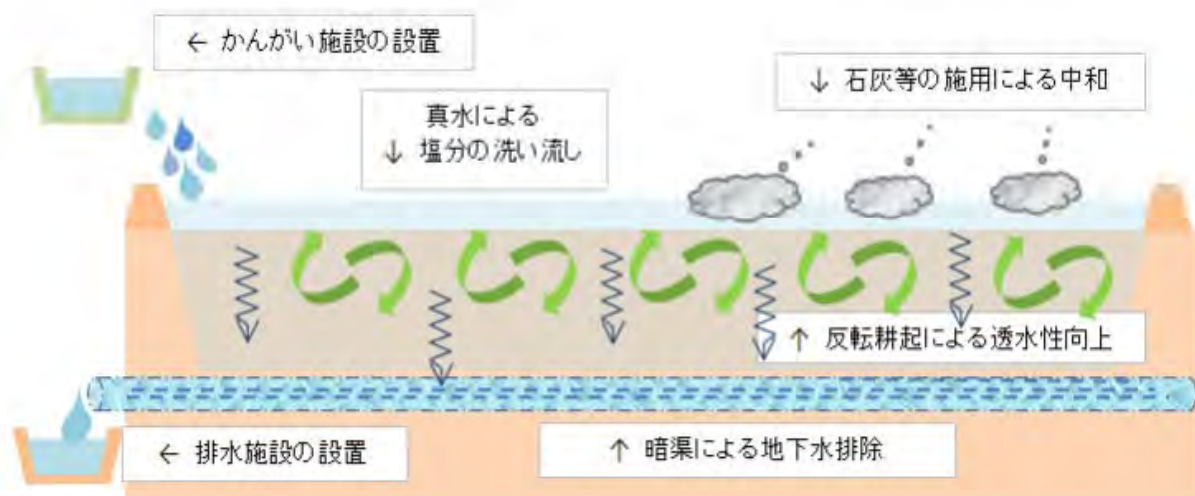


【海水がたまった水田】排水、注水、攪はんを繰り返して、水稲の生育に影響がない塩分濃度まで除塩します。

＜補助率＞

9／10

＜除塩対策のイメージ図＞



＜お問い合わせ窓口＞

農村振興局整備部防災課 03－6744－2211

津波による災害に対処するため 農地・農業用施設の復旧制度 を拡充しました

＜拡充内容＞

- 土地改良法特例法に基づき、災害復旧と併せて行う区画整理や施設の改良に激甚法と同等の嵩上げ※が適用されることとなりました。

※ 詳しい内容についてはP. 19をご覧ください。

- 国が実施主体となって農地の復旧や施設の改良を行うことが可能になりました。

事業主体	対象		国庫負担 嵩上げ
都道府県等	農地	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う区画整理	有
	農業用施設	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う改良	有
国	農地	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う区画整理	有
	農業用施設	災害復旧	有
		災害復旧と併せて行う改良	有

※着色部が今回の拡充箇所

＜お問い合わせ窓口＞

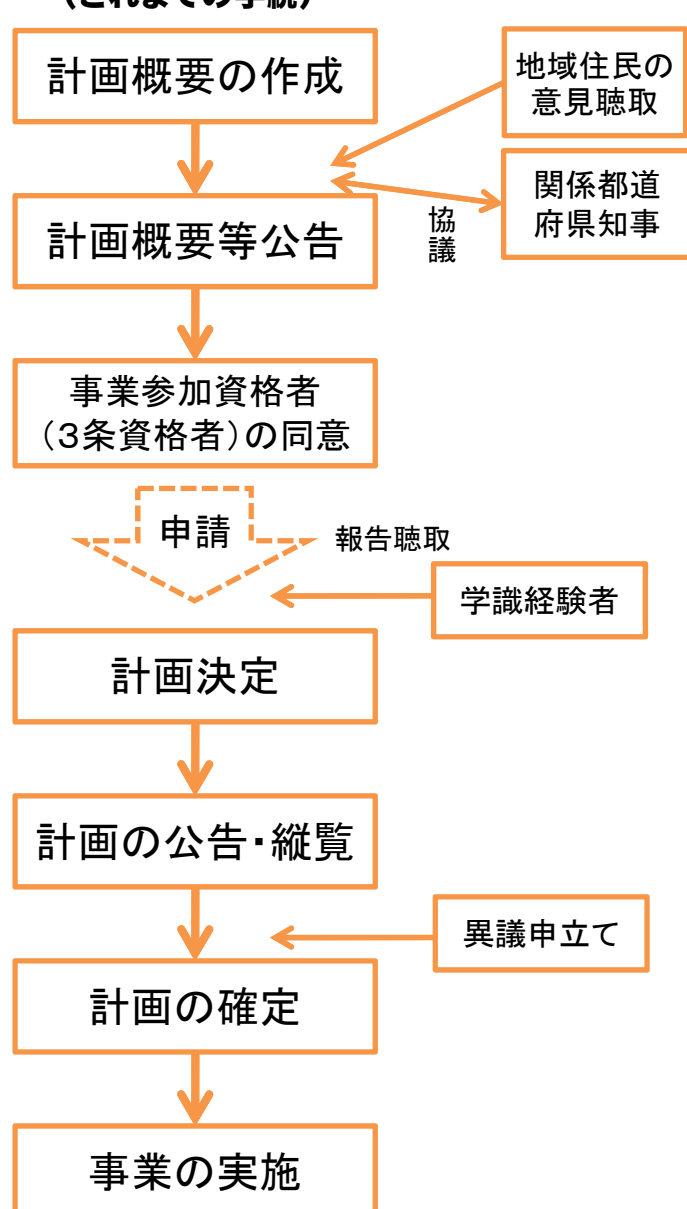
農村振興局整備部防災課 03-6744-2211

津波による災害に対処する 土地改良事業の開始手続きを 簡素化しました

＜拡充内容＞

- 土地改良法特例法に基づき、災害復旧事業と併せて行う土地改良施設の変更、区画整理等の事業を、国又は都道府県が**申請によらず**行うことができるようになりました。これまで申請人が行う必要があった手続を国・都道府県が実施します。

(これまでの手続)



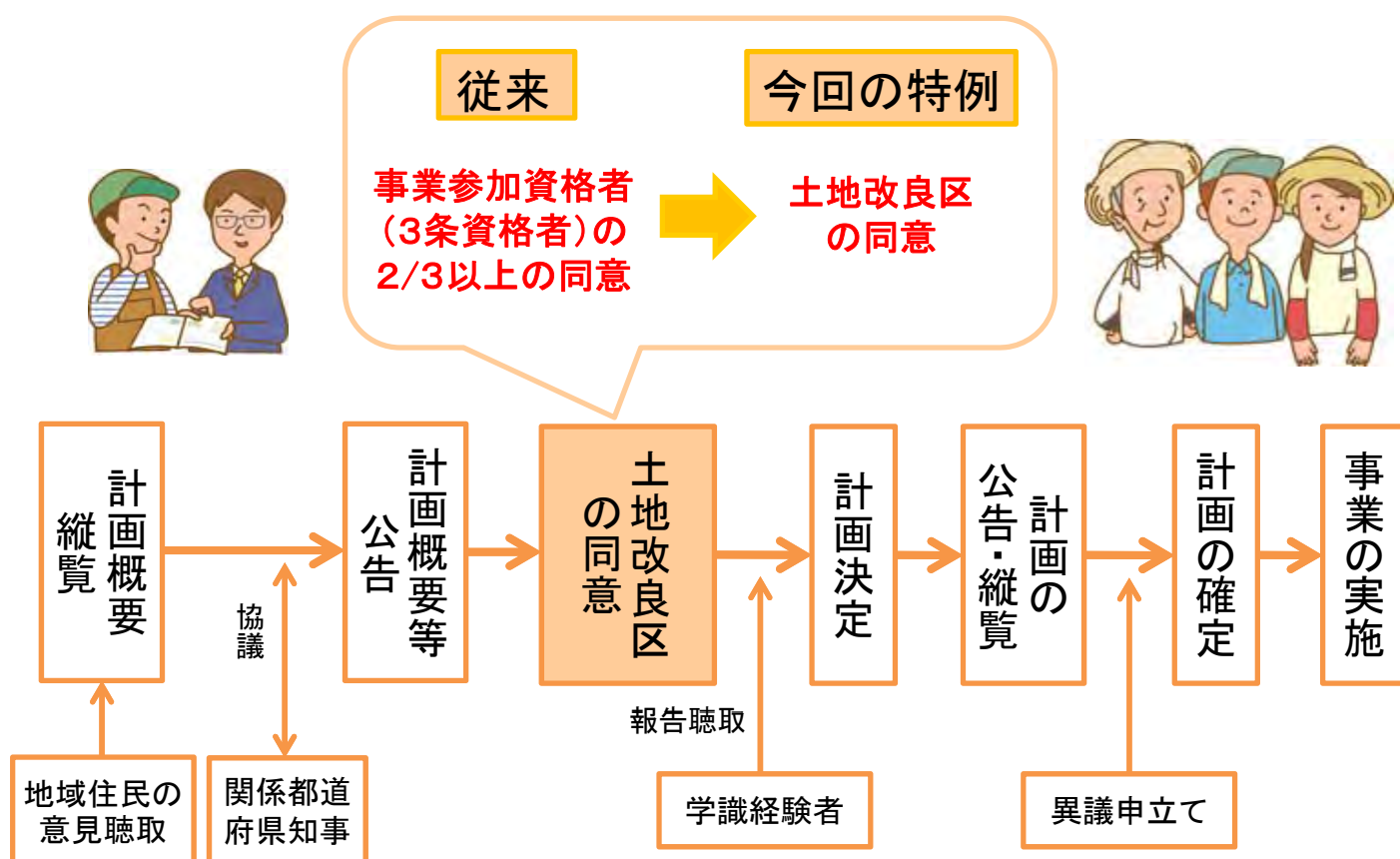
この部分の手続を
国・都道府県が農家
に代わって実施します。

同意徴集等を国又は都道府県が行うことで、被災地の農家の皆様に負担をかけることなく事業を開始します。



この部分の手続は従来どおり国・都道府県が実施します。

- **土地改良施設の変更に係る農地所有者等同意徴集の手続きについて、組合員の権利や利益を侵害するおそれがない場合には、土地改良区の同意をもってこれに代えることができるようになりました。**



※ ただし、区画整理については従来どおり3条資格者の2/3以上の同意が必要です。

＜お問い合わせ窓口＞

農村振興局整備部土地改良企画課 03-6744-2187

<主な事業>

区分	災害復旧事業	概要等	事業実施主体	主な採択要件
本 災	直轄災害復旧事業	国で造成した農業用施設が被災した場合の復旧（完了地区を含む）	国	実施中の地区においては、事業費が500万円以上（1箇所75万円以上のもの）であり、かつ基本事業の当該年度残事業費の1%を超えるもの 完了地区においては1箇所の事業費が2,000万円以上のもの
	農地災害復旧事業	被災した農地の復旧	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの
	農業用施設災害復旧事業	被災した水路、ため池、農道等の農業用施設の復旧	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が40万円以上のもの
	海岸保全施設災害復旧事業	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	都道府県、市町村 国【代行】P6参照	1箇所の工事費が120万円以上。ただし、政令指定都市以外の市町村は60万円以上のもの
関 連 災	農地災害関連区画整備事業	農地復旧と併せて実施する区画整理	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	再度災害防止のために行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画が無く、事業効果大のもの
	農業用施設災害関連事業	農業用施設復旧と併せて実施する改良工事	〔国〕、都道府県、市町村、土地改良区等	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの
	海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災又は一連の施設整備	都道府県、市町村 国【代行】P6参照	1箇所の工事費が600（県、指定都市800）万円以上、かつ復旧工事費を超えないものであって、他の改良計画がなく、効果大のもの
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等復旧と関連して実施する生活環境施設の復旧	市町村、土地改良区等	1箇所の工事費が200万円以上、かつ受益戸数2戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものでないもの

注：〔 〕内は土地改良法特例法に基づき、津波の被害に対処するための事業の場合

<補助率>

1. 農地・農業用施設【暫定法】

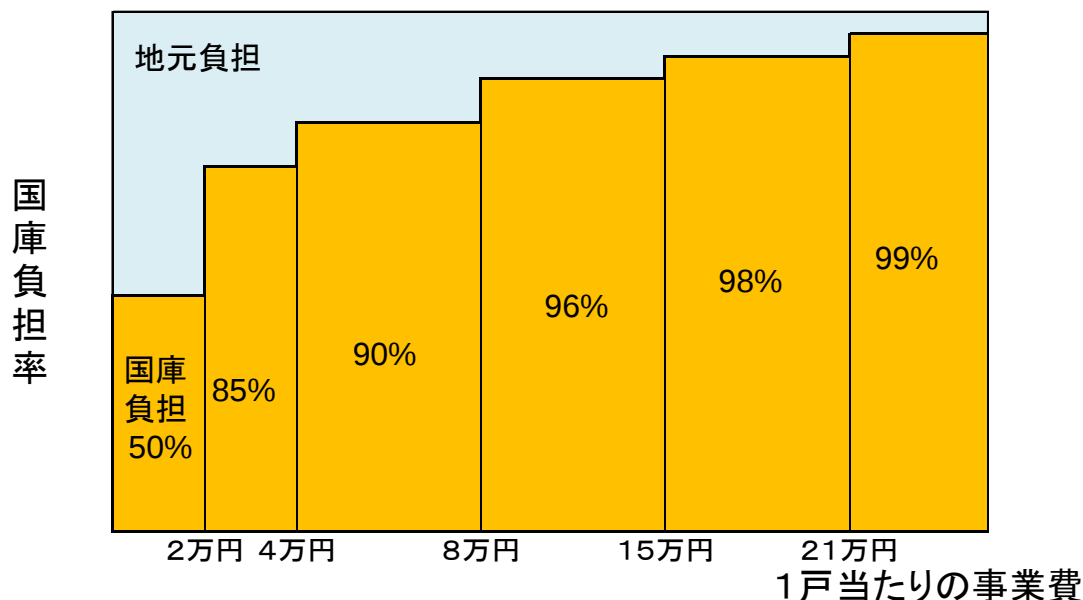
補助事業	区分	暫定法補助率			激甚法補助率高上げ		
		通常補助率	単年災害高率補助率				
			一次高率	二次高率			
		1戸当たり事業費（総事業費／耕作者実数）が8万円までの部分	1戸当たり事業費が8万円を超え15万円までの部分	1戸当たり事業費が15万円を超える部分	1戸当たり負担額が1万円を超え2万円までの部分	1戸当たり負担額が2万円を超え6万円までの部分	1戸当たり負担額が6万円を超える部分
	農地	50% (沖縄80%)	80%	90%	70%	80%	90%
	農業用施設	65% (沖縄80%)	90%	100%	70%	80%	90%
	○農地				1戸当たりの負担額（左図赤囲い部「市町村・農家等の負担部分」）について、下図の補助率を適用		
	○農業用施設						
	注1. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの1戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。				注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が1戸当たり2万円以上の市町村について、上記区分により適用される。		
注2. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、連年災害による補助率の特例がある。							

直轄事業	土地改良法国庫負担率				
	区分	通常補助率	一次高率	二次高率	
		1戸当たり事業費（総事業費／耕作者実数）が8万円までの部分	1戸当たり事業費が8万円を超え15万円までの部分	1戸当たり事業費が15万円を超える部分	
		農業用施設	65% (北海道、離島、奄美 85%) (沖縄 90%)	90%	

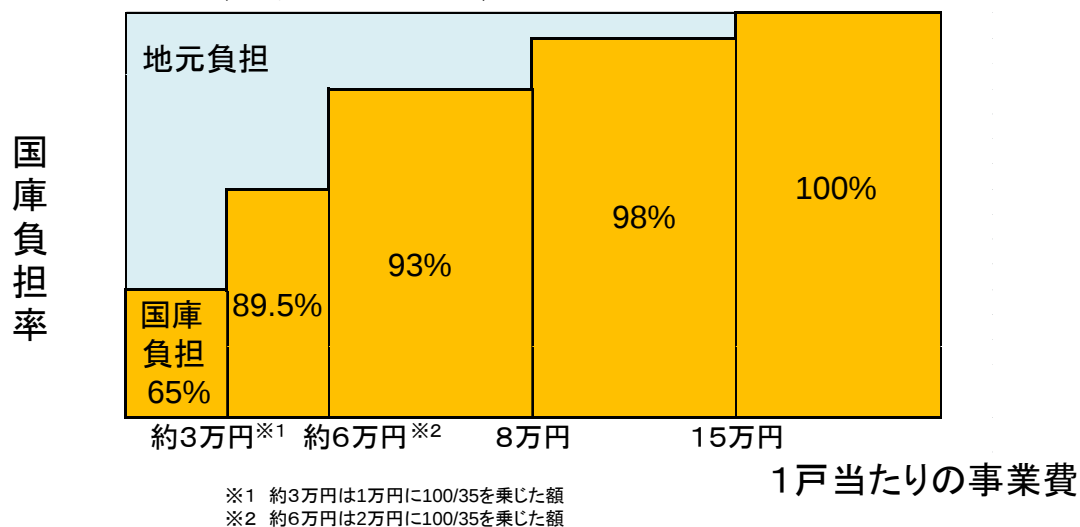
2. 津波による災害に対処するための農地・農業用施設の国庫負担率

〔土地改良法特例法に基づき、災害復旧と併せて行う区画整理や農業用施設の改良に激甚法と同等の嵩上げが適用される場合〕

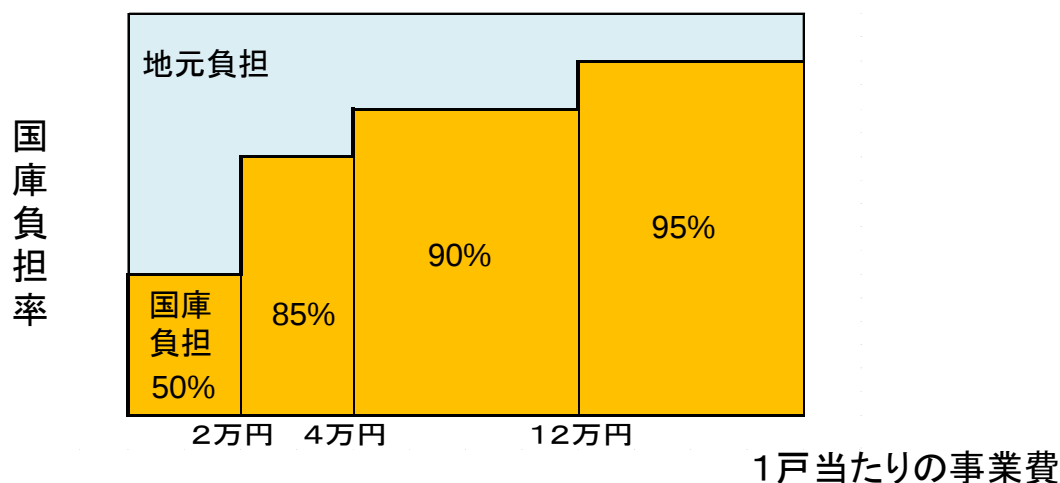
○災害復旧（農地）



○災害復旧（農業用施設）



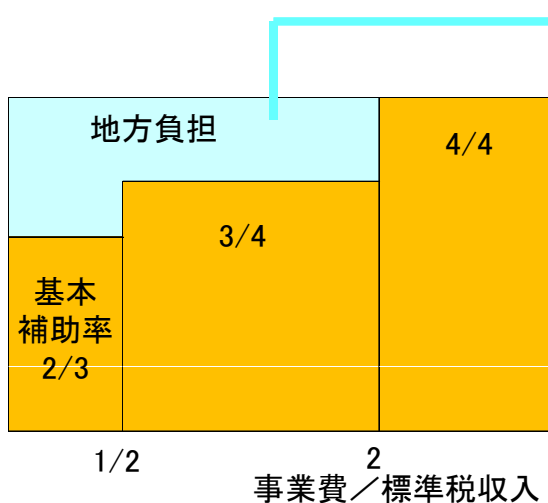
○災害復旧と併せて行う区画整理・農業用施設の改良



3. 海岸保全施設・地すべり防止施設【負担法】

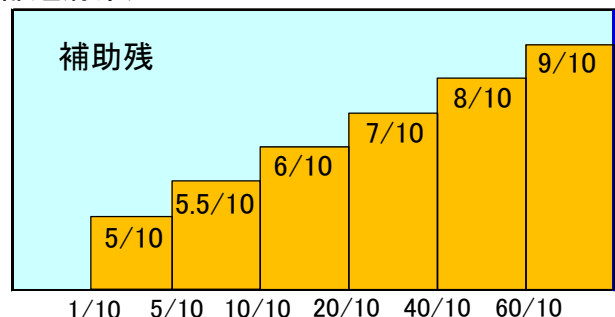
補助 率 及 び 直 轄 事 業	負 担 法 国 庫 負 担 率			激甚法 国 庫 負 担 率 嵩 上 げ				
	通常 国 庫 負 担 率			区 分	事業ごとの 負 担 合 計 額			国 庫 負担率
	標準税収入の1/2に相当するまでの事業費	標準税収入の1/2を超え2倍に達するまでの事業費	標準税収入の2倍を超える事業費	都 道 府 県	標準税収入の 10/100を超え 50/100までの額			50
	2/3	3/4	4/4		〃 50/100 〃 100/100 〃	55		
					〃 100/100 〃 200/100 〃	60		
					〃 200/100 〃 400/100 〃	70		
					〃 400/100 〃 600/100 〃	80		
					600/100を超える額			90
	1. 事業費は、その年に発生した災害の災害復旧事業費の総額をいい、標準税収入は、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。			市	標準税収入の 5/100を超え 10/100までの額			60
					〃 10/100 〃 100/100 〃			70
2. 北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原諸島については、通常国庫負担率により算出した率が4／5に満たない場合は4／5とする。			町	〃 100/100 〃 200/100 〃			75	
				〃 200/100 〃 400/100 〃			80	
3. その年を含む過去3カ年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域においては、連年災害による負担率の特例がある。			村	〃 400/100を超える額			90	
			事業毎の負担合計額とは、その年の激甚災害に係る事業毎の地方公共団体の負担額をいい、標準税収入とは、その年の当該地方公共団体の標準税収入をいう。					

一般災害における国庫補助

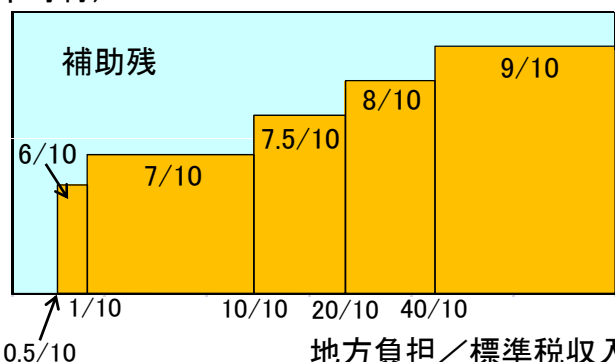


激甚災害における国庫補助

について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ（都道府県）



（市町村）



4. 災害関連事業の負担率及び補助率の嵩上げ

災害関連事業のうち、激甚法の適用を受ける事業の負担率及び補助率の嵩上げは、農業用施設に係るものにあつては上記1、海岸保全施設、地すべり防止施設に係るものにあつては上記3による。

<地財措置>

農地・農業用施設災害復旧事業関係

区分		対象施設等	起債充当率(%)		元利償還金に対する 地方交付税等の措置 (基準財政需要額 算入率(%))	備 考		
				現年			過 年	
災 害 復 旧 事 業 債	補助災害	農地・農林漁業施設		80	70	95	注 1. 起債充当率の欄は100%のものを除き、各充当率に「おおむね」を付するものである。 注 2. 補助災害は、事業主体が都道府県又は市町村の場合に限り、国庫補助残額についての起債が認められる。 注 3. 農地等小災害は、1箇所の事業費が13万円以上40万円未満の激甚災害で事業費の合計額が 800万円を超え、かつ農地等小災害債の起債1件限度額を超える市町村が対象となる。 注 4. 災害関連事業のうち、※印については、地方債、事業費補正の充当残が農業行政費等の単位費用に含まれる。 注 5. 補助災害・直轄災害・災害関連(農地災害関連区画・農村生活環境、鉍毒対策は除く。)の現年災分については、特別交付税の対象となっている。	
		公共土木施設		100	90			
	単独災害	農林漁業施設	65			47. 5～85. 5 〔財政力補正〕		
		公共土木施設	100					
	農地等小災害	農地 1戸当たり2万円以下 〃 超	50 74			100		
		農林業施設 1戸当たり2万円以下 〃 超	65 80					
	公共土木施設等 小災害	公共土木施設	100			66. 5～95. 0 〔財政力補正〕		
	直轄災害	農業用施設		80	70	95		
		地すべり防止施設		100	90			
	災害関連 (公営企業債)	集落排水施設	100			50 (特別交付税)		
	公 共 事 業 等 債	災害関連 上段:財源対策債等分 下段:通常分	農業用施設※ ため池※ 農地災害関連※	}	40 50	40 50		50 0
			海岸保全施設※		40 50	40 50		
地すべり防止施設※			40 50		40 50			
災害関連緊急地すべり 直轄災害関連緊急地すべり			}	10 80	- -	50 57		
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策※				40 50	- -	50 0		
鉍毒対策※				40 50		50 0		

表中の数値は従来制度によるものであり、平成23年度第1号補正に関する地財措置においては、検討中のものがあります。詳しくはお問い合わせ窓口までご連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

○ 事業に関すること

農村振興局整備部防災課 03-3502-6361

○ 地財措置に関すること

設計課 03-3595-6338

山林施設の復旧を支援します

＜対象施設＞

林地荒廃防止施設 溪間工事（治山ダム工等）

山腹工事（土留工等）

防災林造成工（防潮工等）

地すべり防止施設（集水井工、アンカー工等）

林道施設 【暫定法】

【負担法】

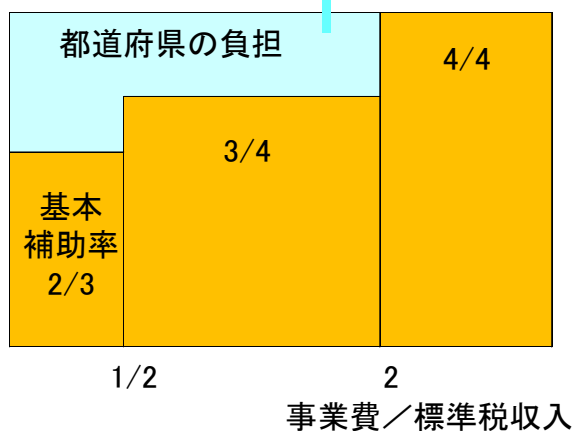
＜主な事業＞

区分	事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件
復旧事業	治山施設災害復旧事業	被災した林地荒廃防止施設等の復旧	都道府県	工事費が120万円以上
	林道施設災害復旧事業	被災した林道施設の復旧	都道府県、市町村、森林組合等	工事費が40万円以上
関連事業	治山施設災害関連事業	林地荒廃防止施設等の復旧と併せて実施する改良事業	都道府県	全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下であり、かつ、災害関連事業の工事費が800万円以上
	災害関連緊急治山事業	災害により発生又は拡大した荒廃山地等で、緊急に行う復旧整備	都道府県	事業費が600万円超
	林地崩壊防止事業	激甚災害の指定に伴い実施する、再度災害防止のための復旧整備	市町村	事業費が200万円以上
	災害関連山村環境施設復旧事業	被災した山村環境施設の復旧	都道府県、市町村、森林組合等	受益戸数2戸以上 工事費が200万円以上

<補助率>

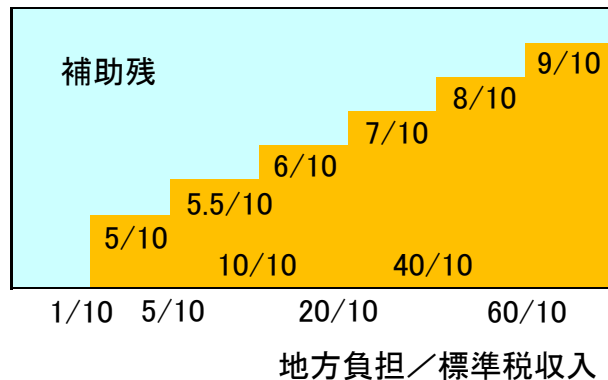
一般災害における国庫補助

林地荒廃
防止施設
地すべり
防止施設
【負担法】

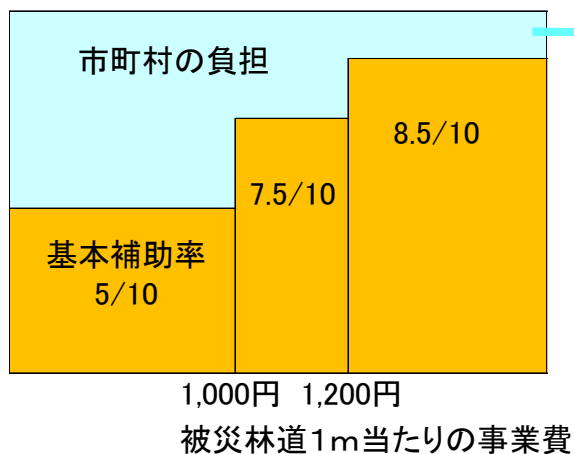


激甚災害における国庫補助

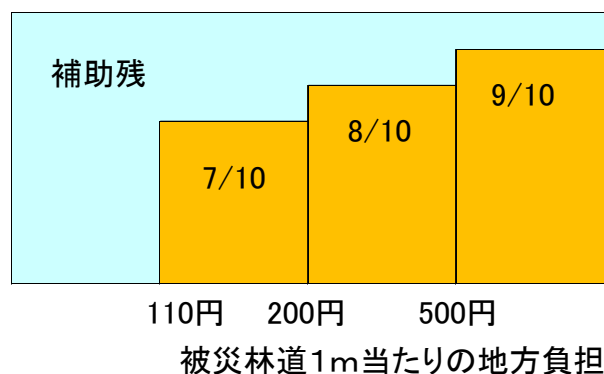
について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ



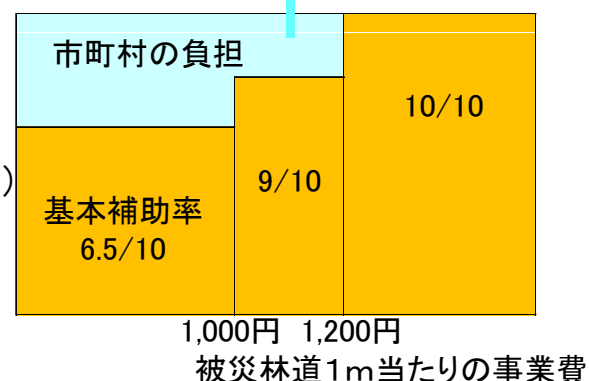
林道
(その他)
【暫定法】



について、被災林道1m当たりの負担額に基に補助率を嵩上げ



林道
(奥地幹線)
【暫定法】



<地財措置>

林地荒廃防止施設等【負担法】は補助残の100%、
林道【暫定法】は補助残の80%について、

災害復旧事業債（交付税算入率95%）

の充当が認められています。

＜事業実施箇所（イメージ）＞



被災した防潮工を復旧



激しい揺れにより被災した林道の復旧



地震により発生した崩壊箇所を緊急に復旧整備

＜お問い合わせ窓口＞

○林地荒廃防止施設等の災害復旧について

・林野庁森林整備部治山課 TEL 03-3501-4756（直通）

○林道の災害復旧について

・林野庁森林整備部整備課 TEL 03-3502-8064（直通）

災害復旧事業に関する資料を農林水産省 ホームページに掲載しています。

■漁港施設の災害復旧事業

http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyo/saigai/

- ・ 水産関係土木施設等災害復旧事業の制度
- ・ 漁港や海岸の災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- ・ 消波堤や荷さばき所の災害復旧
（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- ・ 水産関係土木施設等災害復旧簡単マニュアル（発災から査定まで）
- ・ 激甚災害制度の概要
- ・ 激甚災害制度の解説書（水産関係土木施設等）

このほかにも掲載しています。

お問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
ダイヤルイン：03-3502-5638

■農地・農業用施設の災害復旧事業

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/index.html

災害復旧事業制度の概要

- ・ 農地・農業用施設の災害復旧事業とは？
- ・ 速やかな復旧に向けて（農地・農業用施設災害復旧事業のあらまし）
- ・ 災害復旧の円滑な実施のために（災害復旧の実務）

災害復旧への支援

- ・ 農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣隊）について
- ・ 農村災害ボランティアについて

このほかにも掲載しています。

お問い合わせ先 農村振興局整備部防災課

ダイヤルイン：03-3502-6361

■山林施設の災害復旧事業

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/kanpa/index.html>

治山施設災害復旧事業等

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/joho/index.html>

災害情報

- ・ 林野関係被害について
- ・ 災害の対応等について

お問い合わせ先

林野庁森林整備部治山課

ダイヤルイン：03-3501-4756

林野庁森林整備部整備課

ダイヤルイン：03-6744-2304